令和５年第６回　飯塚市議会会議録第３号

　令和５年１２月６日（水曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第７日　　１２月６日（水曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（江口　徹）

　これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。１４番　金子加代議員に発言を許します。なお、１４番　金子加代議員から質問に際してパネルを使用したい旨の申出があり、議長においてこれを許可いたしておりますので、ご了承願います。１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　通告に従いまして、「交流センターの指定管理者制度導入について」、また、「困難な問題を抱える女性の支援について」、質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

　まずは、「交流センターの指定管理者制度導入について」です。先日、１１月１７日の協働環境委員会の中で、交流センター指定管理者制度についての報告がありました。なぜ指定管理者制度導入が今必要なのか、今後どんな方向で進むのかを確認したいと思い、質問いたします。まずは、交流センターを市の直営からまちづくり協議会による指定管理者制度導入へ変更するに至った経緯を教えてください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　まず、平成２０年３月に策定いたしました飯塚市公共施設等のあり方に関する基本方針におきまして、１２地区の公民館は指定管理者として管理運営できる体制を整備する必要があると方針を示しております。その後、地域の自治を担う組織として、平成２５年３月に市内１２地区にまちづくり協議会が設置されました。平成３０年３月策定の飯塚市交流センターの運営に係る方針では、将来的に指定管理制度の導入を視野に入れることを明記し、同年４月に地区公民館は交流センターに移行いたしております。このような経過を経まして、本市の施策の柱であります「協働のまちづくり」の推進のためには、交流センターを地域の住民が自ら主体的に管理運営を行っていくことで、直接住民の意思を反映し、地域に密着した地域コミュニティー拠点施設としての管理運営を行うことが可能になること、また、地域の様々な団体が参画し、地域課題や実情を把握してある「地域の自治を担う組織」として設立され、協働のまちづくりにおける市と対等なパートナーとして位置づけておりますまちづくり協議会が指定管理者制度を活用して組織強化を図り、自主自立した協議会となることで、まちづくりに積極的に取り組むことができる地域の人材活用や組織の育成・強化などの環境も整えることが可能になると考えております。以上の経過から、令和４年３月に策定いたしました第２次飯塚市総合計画の中間改訂におきまして、まちづくり協議会等が指定管理者制度による交流センターの運営を行う目標値を、令和８年度までに３館と設定しているところでございます。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　平成２０年に策定された飯塚市公共施設等のあり方に関する基本方針において、１２地区の公民館は、指定管理者として管理運営ができる体制を整備する必要があるという方針が示されている。そして、１０年前の平成２５年にまちづくり協議会が設置されました。そして、その指定管理者導入の目的は、直接住民の意思を反映し地域に密着した地域コミュニティー拠点の施設となること、また、それによって管理運営が可能になること、まちづくりに積極的に取り組むことができる地域の人材活用や組織の育成の環境も整えられるということだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　そのとおりでございます。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　分かりました。平成２０年からの流れは分かったんですけれども、本年度からかなり活発に交流センターの指定管理者導入の動きがあっているように感じております。その進捗状況について、教えてください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　本年６月から各地区のまちづくり協議会を対象としまして、説明会を実施いたしております。令和８年度までに指定管理者制度等の受託を検討されるまちづくり協議会の把握を行いました。現時点におきまして、導入に向けて市との詳細協議を希望すると回答されましたまちづくり協議会は３地区でございまして、二瀬地区並びに幸袋地区が指定管理、また飯塚東地区が一部業務委託を検討するとの回答でございました。希望すると回答いただきましたまちづくり協議会とは、詳細協議や先進地視察などを実施後、全体会や総会の承認を経まして、１２月上旬には最終的な回答をいただく予定といたしております。正式に導入意向を示されましたら、さらに指定管理者制度開始に向けての協議を進めていきたいと考えております。なお今回、令和８年度に向け希望されなかったまちづくり協議会におきましても、引き続き情報提供などを行いながら、指定管理に関する協議を継続してまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　導入に向けて市との詳細協議を希望すると回答したまちづくり協議会は３地区であり、二瀬並びに幸袋地区が指定管理、そして飯塚東地区が一部業務委託ということで、先ほどの答弁では、最終的な回答は１２月上旬だということですけど、もし分かれば、今の状況、何かはっきり決まったことがあれば教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　現在に至るまでの最終回答という形で、私のところまでまだ回答はあってございません。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　分かりました。では、現在行っているセンター業務がありますけれども、指定管理になると、現行とどのように変わるのか、お示しください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　指定管理業務につきましては、貸館業務、施設維持業務、地域団体の支援及び調整、交流センターだよりなどの広報業務、社会教育事業、まちづくり支援事業などを考えております。また、まちづくり協議会が指定管理を行うことで、まちづくり協議会の職員給与管理や経理事務などの業務も含まれると考えております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　ぜひ、市民にとって、現在行われている業務内容、様々なまちづくり支援事業や社会教育の推進等もあると思いましたので、様々なほかにも業務があると思いますので、その業務内容が低下しないようしっかり協議をお願いいたします。

　それから、飯塚東地区が一部業務委託になるということでございますけれども、どこまでの業務を想定されているのか、教えてください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　交流センター業務の維持管理部分を除きましたソフト事業に係る業務を考えております。今後、まちづくり協議会との協議によりまして決定していきたいと考えております。これにつきましても、一部業務委託は指定管理者制度導入の経過的な対応でありますため、将来につながるような業務委託を考えていきたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　つまりこのソフト事業というものは、貸館業務や地域団体の支援・調整、交流センターだよりなどの広報業務、社会教育事業、まちづくり支援事業だと思いますけれども、それでいいんですよね。分かりました。

　それから、飯塚市の総合計画の中では、「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」、これは皆さんも本当に何度も言われているものだと思いますけれども、これがうたわれていて、まちづくりの基本理念の一つとして「人権を大切にする市民協働のまち」が掲げられています。障がいのある人や性的少数者と言われる人たち、全ての人たちの人権尊重と男女共同参画、ジェンダー平等の視点に立った施策は極めて重要だと考えます。指定管理制度が導入されると、どのようにこの基本理念を守っていくのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　指定管理者職員の人権研修の実施やジェンダー平等の実現並びに障がい者に対する合理的な配慮を含めました対応につきましては、指定管理者との協定の中で、仕様書に具体的に盛り込みたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　仕様書に具体的にこの方針、対応については書いていくということなので、安心いたしました。どうぞ本当に具体的に研修等を入れていただくようお願いいたします。

　では、避難所の運営についてお聞きいたします。指定管理者制度を導入した交流センターにおいては、避難指示等が発令された場合、避難所の開設の手順はどのようになるのか、教えてください。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　指定管理者制度を導入した交流センターにおける避難所の開設手順ということでございますが、基本的に指定管理者制度を導入した施設におきましても、現状の避難手順が変更になるといったことではございません。現在、指定管理者制度導入施設として避難所の役割を担っておる施設が現状６施設ございます。飯塚コスモスコモン、飯塚市総合体育館、健康の森公園多目的施設、穂波Ｂ＆Ｇ海洋センター、穂波体育館、穂波福祉総合センターでございますが、このうち穂波福祉総合センターを例として申し上げますと、施設の開館時間内に避難指示等の発令があった場合には、まず、指定管理者のほうで避難者の受入れ等の作業を行っていただきます。併せて、災害対策本部避難所班が、市職員の派遣を行い、指定管理者から当該業務を引き継ぎ、避難所の受入れや支援を行うことになります。また、閉館時に避難指示等の発令があった場合は、直接、市職員が開設及び運営等を行うことになります。このような取決めにつきましては、指定管理者選定時に調整を行い、円滑な避難者支援が行えるよう取り組んでおりますので、今後、交流センターが指定管理者制度導入施設となった場合におきましても、同様の取扱いを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　大変安心しました。やはり、もしものときの行動は本当に慣れていないとできないことだと思いますので、行政のほうが今までと同様にバックアップするというのは大変心強いと思っております。もし大規模な災害が発生して、長期避難を余儀なくされた場合は、この指定管理後の交流センターの避難所運営についてはどのように考えていらっしゃるのか、教えてください。

○議長（江口　徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

中長期にかかります避難所運営につきましては、飯塚市避難所運営マニュアルにおいて、避難所運営の仕組みや規則を整え、日常性を確保する時期であり、直営施設、指定管理施設を問わず、避難所利用者の自主運営の原則に基づき、避難所を利用する人を主体とした避難所運営委員会や運営班を組織し、避難所を運営していただくこととなっております。この取決めの中と同様で、避難所運営委員会を設置するまでの間は、初動期と同様に政策の担当者、施設管理者、それから、地域の代表者などで自主防災組織などが協力して実施をし、避難所運営委員会を設置した後は、避難所運営委員会と各運営班が自主的かつ円滑な避難所運営の主体となるものとなります。これについては、交流センターに限らず、どの施設においても同様の取扱いになると考えております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　やはり交流センターだけの運営だけではなく、やはり行政からのバックアップが必要だし、いつも連携していかなくてはいけないんだなということをつくづく感じました。ありがとうございます。

　では、予算についてお聞きいたします。指定管理者制度を導入することで、よく指定管理にすると経費削減に効果があるというふうに言われるんですけれども、指定管理料はどのようにお考えでしょうか、教えてください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　現在のセンターの経費につきましては、人件費と施設管理費が大部分を占めております。また、職員配置も正職員は１名で、それ以外の職員は会計年度任用職員でありますことから、現状、経費につきましては、現在と同水準程度となるのではないかと考えております。むしろ今回センターの地域拠点施設としての機能強化、まちづくり協議会の活動強化によります地域の活性化を成果として考えております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　今回の指定管理者制度の導入は、一番初めに申し上げました飯塚市公共施設等のあり方に関する基本方針では、よく経費削減のことも書いてありましたけれども、今回の交流センターに関しては、経費削減というよりは、地域の拠点施設の機能強化やまちづくり協議会の活動強化を地域の活性化の成果としてやっていきたいというふうな考えだということが分かりました。まちづくり協議会が指定管理となった場合、自主財源確保も必要だというふうによく説明会でも言われていたように思いますけれども、収入の一部である施設使用料について、使用料が減免された場合は市より財源の補塡はできるのか、どのようにするのか、教えてください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　本市の指定管理料の積算方法につきましては、過去の交流センターと指定管理者の運営実績から指定管理料の積算を行いますが、その際に施設の使用料の減免措置分を考慮いたしまして、指定管理料を積算していく考えでございます。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　この減免措置分が大変難しいのではないかなというふうに思います。実際、１２施設の交流センターの状況を見ましたら、減免措置で、市がかなりいろんなところで利用されているところもあれば、また、いろんな事業所が利用されている場合もあれば、交通の便や駐車場などの面でそんなに利用もない、格差が結構あるのではないかなというところも、すごく私自身が感じるところでございますので、ここはしっかり検討していただきたいなというふうに考えております。

　では、５番目の市民の周知について、お尋ねいたします。１０年前にまちづくり協議会が設置され、役員の皆さんは本当に活動を熱心にされていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大で、交流センターの活動が約３年間行えなかったことは、指定管理者制度の導入にも大きな影響が出たのではないかなというふうに考えます。今年に入り、お祭りやイルミネーションの飾りとか、いろんなことが以前のように活気が戻ってきたなというふうに感じます。本当にコロナの影響は大きくて、まちづくり協議会自体が知られていない。私が本当に驚いたのは、交流センターってどこですか、何するところですかというふうに、今回いろんな市民の方にお話を聞く中で言われたこともございました。本当に公共のものが知れ渡っていないんだな、コロナのせいなのか、自治会離れのせいなのか、そこは本当に慎重にやっていかなくてはいけないところなんだなというふうに感じました。

　そんな中、制度導入の説明会が幾つかの交流センターでございましたけれども、一部の役員さんや部会長さんや自治会長さんが参加対象ではなかったかなというふうに思いますが、それでは私は不十分ではないのかなというふうに考えます。もっと地域の皆さんに周知する必要があるかと思いますが、どのようなやり方で説明会を開催しているのか、教えてください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　指定管理者制度導入に向けて市との詳細協議を希望すると回答されました３地区につきましては、まちづくり協議会役員や運営委員会委員の方々との詳細協議を重ねております。最終的には各地区のまちづくり協議会の全体会や総会におきまして承認を得る必要がございます。現在、まちづくり協議会の部会員や自治会長会、また各種会合への説明を進めておりますが、今後交流センターだよりなどの広報媒体も活用しまして、地域の方々への情報提供を進めてまいりたいと考えております。質問議員が言われますように、交流センターの認知度、また、まちづくり協議会の認知度につきましても、ご指摘のとおりで認識していますので、この点つきましても、改めまして様々な説明会の中で周知していきたいと思っております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　本当に情報提供に関しましては、市民の皆さんに関して、交流センターだよりなどを活用ということですが、やはりある意味、一方的な情報提供になって、市民の方がどのように感じているのか、何に不安があるのか、まちづくり協議会とは一体何なのかというところから、質問ができない状況になると思いますので、ぜひ、開放的な説明会等を実施していただけることが必要だと思います。以前は６２％だった自治会の加入率が、今は目標の１０％向上から、１０％下がった状況に、この８年間でなったという現状を踏まえると、自治会を通して何かするというのは大変厳しい状況ではないかと思っておりますので、ぜひ、直接住民の方に届くような方法、そして交互に会話ができるような情報提供をお願いいたします。

　では、詳細協議などをまちづくり協議会や自治会長に説明されたということですけれども、どのような意見が出ていたのか、教えてください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　交流センターを管理運営する人材の確保はできるのか。また、しっかりとした人件費がないと良い人材は確保できない。また、会長など一部の役員に権限が集中するのではないか。そして、運営して赤字にならないのか。まちづくり協議会の責任が重くなるだけではないのか。地域住民の意見は反映できないのか。時期尚早ではないのかなど、様々な厳しいご意見をいただいております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　私も様々な立場の方からご意見を伺いました。まちづくり協議会に本当に一生懸命取り組んでいる方からは、なぜこのまちづくり協議会を指定管理にしなくてはいけないのかがやはりよく理由が分からない。今で十分、自分たちはまちづくり協議会を活発に活動することができる。なぜこれが必要なのかということを何度も言われておりました。そしてまた、今はできるような気がする。メンバーにも恵まれている。だけども、これをずっと、ある意味、会社組織としてずっとやっていくことが本当にできるのか。１人の人に責任が重くのしかからないのか。本当に様々な意見がありました。

私が一番これは本当に強烈だなと思ったのは、全くその交流センターやまちづくり協議会に関係していない方から、どっちでもいいんです私、と言われました。どっちでも、自分たちにとって便利がよかったらそれでいいんですと言われたときに、私は正直何と答えていいのか本当に分からなかったけれども、実際、市民の方はそうなのかなという気もしました。だけど、飯塚市が目指すところはそうではなくて、市民の方たちが参画するまちづくりだと思うんですよね。だったら、そういう市民の、どっちでもいいんです、便利がよければというような答えが出ること自体が、私は間違っているのではないかなというふうに、何か間違っているような気がします。

　そしてもう一つ、これは自治会長さんたちから言われたのですが、行政の方たちが手を放すのが大変怖い、指定管理というブラックボックスの中に入れ込まれていくような気がして大変怖いと言われました。実際、本当に指定管理になると、私たち議会からもチェックが見えにくくなりますよね。というところも心配の一つではあります。

　では、様々厳しい意見をいただいたということでございますけれども、このような意見について、今後市はどのように対応されるのか、教えてください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　先ほどから答弁させていただいていますとおり、今回地域の方々から様々なご意見をいただいております。まず、指定管理者制度導入に向けての課題として認識しております。これにつきましては一つずつ丁寧に解決していく必要があると認識しております。これから各まちづくり協議会が３地区、目標開始年度に向けて準備を行ってまいります。当然、目標達成に向けての課題解決に向けた取組に努めてまいりたいと考えておりますが、目標年度にただ固執するのではなく、様々な課題を解決するための手段を、市とまちづくり協議会でじっくり時間をかけて丁寧に協議してまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　では、６番目です。指定管理者制度導入の利点・課題についてお伺いいたします。指定管理者制度導入をした場合、利点は何だとお考えでしょうか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　まず１点目につきましては、先ほど来答弁いたしていますように、交流センターをその地域住民が自ら運営することで、地域に密着した本来的な役割であります地域拠点施設としての機能強化が図れること。そして２点目につきましては、まちづくり協議会が交流センターの指定管理を受けることで地域のまちづくり人材の育成・確保ができること。そして、自主財源の確保に向けた地域独自の自主事業の拡大につながること。これらの目標を同時にかなえる手段として、本市といたしましては、まちづくり協議会によります交流センターの指定管理者制度導入を推進してまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

人材育成・確保というのは、本当に難しいことなんではないかなと思います。特に１２に分かれて、その中で人材育成とか確保していくというのは、本当にそこにならされた方たちからすると大変負担ではないかなというふうに思います。

継続的な運営をしていくためには市の支援も必要だと思いますけれども、どのようにこの人材の確保についてお考えなのか、お示しください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　質問議員が言われますように、人材の確保は重要であると考えております。十分な準備をまちづくり協議会と市が連携していきたいと、解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。また、指定管理を受託することで人事管理や経理事務も必要になります。この点につきましても、まちづくり協議会と協議しながら、職員採用基準や給与規程の策定を行うとともに、まちづくり協議会が税理士などの専門家に相談できる環境整備など、先進地事例も参考にしながら、まちづくり協議会とともに調査・研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　この地域の人材育成とか、組織の育成を考えると、若い方の雇用も重要なポイントではないかなと思います。そのためには、若い人が入るには、やはり安定した収入も必要になると思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　交流センターの管理運営に携わります人材の確保は、先ほど申しましたが重要でございます。若い方の人材の掘り起こし、確保につきましても重要と考えています。限られた予算の範囲でございますが、職員の職責、業務量を勘案いたしまして、適切な人事配置ができるようにまちづくり協議会との協議を進めていきたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　やはり限られた予算の中というのが、やはり聞いていてもやはり本当に大丈夫なのかなというところが心配になります。ぜひ、本当にしっかりとそれぞれのまちづくり協議会と協議して、検討していただきたいと思っております。

　現在、３つの交流センターが令和８年度までに導入を希望しているということでございますけれども、ほかの交流センターは直営で行うということになりますが、そのときに、導入しているところとしていないところ、直営のところでは、公共サービスという点で見ても、地域ごとの格差が出てくるのではないかなと思っています。もともと交流センターは公共施設なので、公共施設としてのやはり平準化が必要だと思いますけれど、そこに関してはどのようにお考えなのか、教えてください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　質問議員が言われます直営と指定管理者制度のサービスの平準化ということでございます。まず、指定管理者制度導入に際しましては、先ほど申しました公共サービスの平準化につきましては、仕様書におきまして、現状のレベルを維持向上する施設運営を行うことを条件として考えております。当然、直営の交流センターにつきましても、現状のレベルを維持向上する施設運営を行っていくよう努めてまいりますので、公共サービスの標準化・平準化につきましては、図れるものというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　私はいろいろ考えてきて、大変丁寧にまちづくり推進課が話合いをやってきているのだなというふうに感じました。そして一生懸命どうにか期待にというか、応えようとしているまちづくり協議会さんもいるなというのも実際あるなと思いました。また、自治会長さんたちの不安感もすごく感じますし、大変これは難しい問題であり、それぞれ１２施設に指定管理を置くというのは、本当にばらばらで、統一しなくてはいけないところもあるし、それぞれに対応しなくてはいけないこともある。本当にこれは大変な事業になるのではないかなというふうに思います。私が一番懸念するのは、市民にとって、市の職員の皆さんがさらに遠い存在になってしまうのではないかなというのが私の懸念です。以前は市役所の職員がよく来てくれたとか、誰々を知っているとか話を聞きました。しかし、この交流センターが指定管理になることで、市の職員さんが交流センター、つまり地域に入る機会が少なくなってしまう。それは、市民はもとより、市全体の損になってしまうのではないかなという懸念を、私はやはり感じざるを得ません。様々な自治体が今、指定管理を導入されるところもありますけれども、反対に指定管理ではなく、委託業務ではなく、直営でやっていこう、公民館のようなものに戻そう、図書館もやはり自分たちの直営でやろうというところも少しずつ出ているように感じるところもあります。ぜひ皆さん、しっかりと市民が不安になっているところを感じていただいて、これがひいては市役所の職員の皆さんの損にならないように考えていただけたらと思っています。

　最後に要望として２つ申し上げさせていただきます。一つは、民主的な開かれた交流センターにするために、人的配置、報酬など共通の規約などを制定すること。そして、指定管理者制度導入をする、しないにかかわらず、１２交流センターの情報交換を今まで以上に密にすること。このことを要望して、この質問を終わらせていただきます。

　では続きまして、「困難な問題を抱える女性の支援について」の質問をさせていただきます。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和６年４月１日に施行されます。この法律の目的についてお尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化、多様化、複合化しておりまして、コロナ禍によりましてこうした課題が顕在化いたしました。このような社会情勢の変化により、新たな女性支援強化が喫緊の課題でありますため、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却し、人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与するため、この法律が制定されることとなりました。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　この法律は、第１条の目的にこういう条文があります。「女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な問題に直面することが多いことに鑑み」というような部分があります。つまり、「女性であること」を理由に様々な困難な問題を抱えていると、そういう女性を支援するという、女性であるがための理由を解決しようという法律になっています。

　では、困難な問題を抱える女性という定義について、お示しください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他様々な事情によりまして、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性及びそのおそれのある女性と定義されています。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　では、市町村の責務について、教えてください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　市町村の責務につきましては、第４条におきまして、国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講じる責務を有するものとされております。国の基本方針におきまして、市町村は最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となり得る児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもある旨が示されております。また、同法では市町村基本計画の策定や女性相談支援員の設置等に努めることも明記されております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

市町村の責務は分かりました。

では、本市はこの責務をどのように果たしていくのか、お示しください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

この法律について周知を図りますとともに、国の基本方針及び今年度内に策定予定の福岡県の基本計画に沿って、相談者の意思を尊重しながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じて最適な支援が受けられるよう、多様な支援が包括的に提供できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

福岡県の基本計画は出ていないようですけれども、市町村の責務として、基本計画の策定や女性相談員の設置、また、支援調整会議などが努力義務とされておりますので、ぜひ、これに取り組んでいただけたらと思っております。

　ではまず、計画を立てるにせよ、しないにせよ、何にせよ大事なのは、本市の困難な問題を抱える女性がどんな現状にあるのかというようなことだと思いますけれど、その現状を把握されているでしょうか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　女性をめぐる困難な問題につきましては生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化、多様化、複合化しておりまして、それぞれの問題につきましては各担当課が窓口となりまして対応をいたしておりますが、相談内容によっては、男女共同参画推進課と連携して対応しております。男女共同参画推進課におきましては、「女性のためのサンクス相談」におきまして、女性を取り巻く様々な悩みや問題について、一般相談、法律相談、職場の悩み相談、就労支援相談をそれぞれの専門分野の知見を持った方が曜日を定めて相談を受けております。

各年度の相談につきましては、夫婦の問題が一番多く、一般相談では、令和２年度は４０件中２０件、令和３年度におきましては４２件中１８件、そして令和４年度につきましては３７件中１６件となっております。また、ＤＶ等被害者からの相談におきましては、自宅で夫から警察の通報に値するようなひどい暴力を受けるケースや夫からの性暴力により望まない妊娠をしたケースなど、深刻な相談が増加している傾向にございます。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　私も先ほど、市町村は最も身近な相談先としての役割を果たすというふうになりましたので、母子福祉、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援等について少し聞き取りをさせていただきました。ちょっとボードにまとめてみました。大変ＳＤＧｓ的な段ボールで作ってみたんですけれども、これは飯塚市のひとり親世帯の母子、父子家庭の児童扶養手当の受給世帯と生活支援課の被保護者数の数です。ひとり親世帯の数を見ると、母子家庭は２４４３世帯、それに対し父子家庭は２７９世帯、つまり、ひとり親になったときには、女性が約１０倍子どもを引き取る可能性が実際にあっているということです。

よく女性は「自分が悪いから」とか、「子どもが私から離れないから」とか、「私」を理由にすることが多いんですけれど、実際数にすると、やはり女性だからという、この１０倍の数になっていることが、本市でも明らかです。私は今回、父子が悪いとか、そんなことを言っているのではなくて、女性がやはり多いというところを注目していただきたい。

そしてさらに児童扶養手当の受給世帯数ですが、母子家庭は２４４３世帯に対し１３５３世帯、半分以上。さらには、生活支援課の被保護者数は２１２人です。つまり、児童扶養手当は半分以上がもらわないと生活できない。そして、それに対し父子家庭は２７９世帯、１０分の１しかない数に対して、児童扶養手当数は２７９世帯に対し７４世帯、４分の１ぐらいなんですよね。これは何の数字を表すのかというと、女性はひとり親になりやすいし、生活も経済的な困窮に陥っているという現状が、この飯塚市にも実際にあるということです。だからこそ、女性をしっかりと意識して支援する必要があると思うんです。

この児童扶養手当を受けているから、経済的に支援しているから、それだけでいいという話でもないし、この裏側、この人たちがさらに何の問題を持っているのか、そして、手当をもらっていない男性も含めて、もらっていない方にどんな問題があるかということをしっかり把握しろというのが、今回の法律の制定の主な理由だと私は考えておりますので、本当にしっかりと、そこを基礎自治体として、それぞれの課が認識する必要があるのではないかなというふうに考えております。ぜひ担当課は、女性であることで困難な状態にある女性について実態を把握するためには、今のような男性、女性というようなジェンダー統計が有効だと思いますので、ぜひ、それぞれの課でとっていただければというふうに考えております。

　では、本市は困難な問題を抱える女性の相談をどのように対応しているのか、教えてください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　令和４年４月より相談員を１名配置いたしまして、随時の相談に対応できる体制を整えております。相談員はＤＶ等被害者からの緊急の相談だけでなく、住民基本台帳事務における支援措置、つまり加害者である配偶者等からの被害から逃れるため、被害者が新たに定めた住所を知られないようにする手続のために必要な面談も行っております。これらの相談は性別にかかわらず対応いたしておりますが、令和４年度の実績では、ＤＶ等の被害者からの相談が、男性が１名、女性が４７名、住民基本台帳事務における支援措置のための面談が、男性６名、女性６５名となっておりまして、女性からの相談がかなり多い状況となっております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　やはりこれも、男性も実際にいるけれども、女性が圧倒的に多い数字だということがよく分かりました。

　これは全国的な問題だと言われておりますけれども、自治体の相談事業は若い女性につながりにくいとよく言われております。できればＳＮＳなどで相談できる民間団体と連携をとっていただき、若い女性のいる学校、高校、大学とか職場等に周知していただきたいというふうに要望しておきます。

　では、庁内の連携についてどのようにやっているのか、教えてください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　男女共同参画推進課におきましては、支援の対象が複数の課にまたがる場合につきましては、相談者が何度も同じ話をしなくて済むよう、また、安全面も考慮いたしまして、相談者の同意を得まして、関係課が集まって相談者のお話をお聞きするワンストップの相談体制を整え、相談者の意思を尊重しながら支援方針等の検討を行っております。

　また、ＤＶ被害者に対する迅速かつ適切な対応を総合的に行うため、飯塚市ＤＶ対策庁内連携会議を設置いたしまして、ＤＶ防止に関する情報共有やＤＶ被害者の支援方法などの共通認識を持つため、定期的に会議を開催いたしております。このような会議では、飯塚警察署の職員より本市におけますＤＶ被害等の状況について説明を受ける予定といたしております。なお、ＤＶ被害等による緊急な相談者の安全確保や避難が必要な場合につきましては、常に警察や配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関と連携しまして、相談者の支援を行っております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　飯塚市であまり言われていないようですけれど、このワンストップの相談体制は本当に評価すべきものだと思っておりますので、ぜひ、もっとやっていますというのをぜひアピールしていただければ、もっと抑止力にもなると思いますし、ぜひやっていただきたいと思います。また、警察や配偶者暴力相談支援センターとの連携もかなり強化してやっていかないと命の問題になりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

　では、この法律では民間団体との連携、また協働とも言われておりますけど、どのようにしていくのか、教えてください。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　本市におきましては、現在本市で活動しております民間団体と定期的な会議の場を設け、意見交換を行っております。また、福岡県から業務委託を受け、困難を抱えている女性の支援事業を行っている民間団体の相談先の記載されたカードなどを配布いたしまして、連携して困難を抱える女性の支援に取り組んでいくことも検討いたしております。今後も民間団体と意見交換や情報共有を行いながら、国や県の動向も注視いたしまして、引き続き、本市における女性の支援につきまして、民間団体と連携してまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　では今後、困難な問題を抱える女性とそのおそれのある女性をどのように支援していくのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　複雑化、多様化、複合化した相談などに対応するためにも各課の連携を強化いたしまして、横軸での相談体制を整えるとともに、潜在的な困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくりに努め、男女共同参画社会の実現に向け、女性活躍の推進と両輪で進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　では、藤江副市長にお尋ねいたします。この法律に基づき、本市における困難な問題を抱える女性については、私は基本計画等が絶対に重要なものだと思っておりますが、それを踏まえてどのようにお考えなのか、そのお考えをお示しください。

○議長（江口　徹）

　藤江副市長。

○副市長（藤江美奈）

　本市における困難を抱える女性の相談につきましては、市民協働部長が答弁いたしましたように、男女共同参画推進課をはじめ複数の部署が連携いたしまして、ワンストップの相談体制を整えております。今後も複数の部署が連携していきながら、相談者の意思を尊重した支援を行ってまいります。

　しかし、市内にはまだ相談に至っていない、困難を抱える女性も潜在的にいると思われますので、庁内の連携体制をさらに充実させ、相談しやすい体制を整えるとともに、この法律の基本理念であります女性の福祉、人権尊重と擁護、男女平等といった視点を取り入れ、関係機関や民間団体などとも連携いたしまして、困難を抱える女性の支援に努めてまいります。

○議長（江口　徹）

　１４番　金子加代議員。

○１４番（金子加代）

　考え方は分かりましたけれど、その具体的方策として、やはり基本計画が私は必要だと思っておりますので、ぜひ、前向きに検討していっていただきますようよろしくお願いいたします。これにて質問を終わらせていただきます。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午前１０時５６分　休憩

午前１１時０９分　再開

○議長（江口　徹）

　本会議を再開いたします。２４番　石川華子議員に発言を許します。２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　通告に従いまして、初めて一般質問させていただきます、石川華子です。どうぞよろしくお願いします。

今回、私は「子どもの居場所について」と、「こども家庭センター『ｃｏｃｏｓｕｍｏ』について」、質問いたします。私は子育てを様々な地域で経験してきました。飯塚市では、さらに充実した子育て環境が期待できると思い、質問させていただきます。

　それではまず、子育て支援センターの設置目的を教えてください。

○議長（江口　徹）

　福祉部次長。

○福祉部次長（林　利恵）

　子育て支援センターにつきましては、児童福祉法第６条の３第６項に基づき、地域の子育て支援機能の充実を図り、地域子育て支援拠点事業を実施するため、厚生労働省が定めます地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、市町村が設置するものでございます。その要綱及び飯塚市子育て支援センター条例におきまして、子育てに対する不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、地域における子育て支援の拠点施設として子育て支援センターを設置しているものでございます。

子育て支援センターでは、乳幼児とその保護者を対象といたしまして、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を基本事業として実施しております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　本市の子育て支援センターは、就学前の子どもまでしか利用できませんが、就学後の子どもの利用は、なぜできないのですか。

○議長（江口　徹）

　福祉部次長。

○福祉部次長（林　利恵）

　児童福祉法及び条例では、乳幼児及びその保護者を対象としております。小学生以上のお子様を対象とするためには、安全性を確保するための広さが必要となりますので、隣接しております交流センターなどの活用や利用者を見守るための人員配置など、検討が必要であると思われますので、今後も研究を行っていきたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　すみません、順番が前後してしまいました。本市の子育て支援センターの現状について教えてください。

○議長（江口　徹）

　福祉部次長。

○福祉部次長（林　利恵）

　本市の子育て支援センターの現状でございますけれども、市内に５か所、穂波子育て支援センター、筑穂子育て支援センター、庄内子育て支援センター、頴田子育て支援センター、街なか子育てひろばの５か所を設置しております。現状といたしまして利用者数については、コロナ禍においては利用制限を設けておりましたので、利用数は減少しておりましたが、令和５年４月からは利用制限を完全になくしたために、現在は増加傾向で、コロナ前に近づいているような状況でございます。

○議長（江口　徹）

２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　検討をしていただくということでしたので、就学後の子どもの利用ができないというところに関して、検討していただくというご答弁をいただきましたので、ぜひ、子どもたちのために運営している現場を見て、声をしっかり聞いていただいて、調査研究をお願いいたします。

　次に、児童センターや児童館について教えてください。

○議長（江口　徹）

　学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

　本日、教育部長が体調不良により欠席をしておりますので、私のほうで答弁をさせていただきます。教育部につきましては、各課長のほうで答弁をさせていただきます。

　飯塚市の児童センター及び児童館の条例に基づきまして、平日は午後１時から５時まで、土曜日を含む学校休業日は午前８時半から午後５時までの間、市内に居住する１８歳未満の子どもであれば利用が可能となっております。児童館は未就学児も利用は可能となっております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　本市の児童館は、小学生の子どもと一緒に乳幼児や就学前の子どもを連れて利用できるということでよろしいでしょうか。児童館は就学前の子どもだけでの利用もできるのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

　各児童館には、子どもの遊びと安全のサポートをする児童厚生員を１名配置しておりまして、未就学児の利用は可能となっておりますが、乳幼児等の年齢が低い子どもが利用する場合は、安全確保の観点から、子どもだけではなく保護者等の大人が一緒に付き添って見守りをしていただくようにしております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　児童館は、親だけでなく祖父母などの大人と一緒に利用できるのでしょうか。

○議長（江口　徹）

　学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

　先ほどの答弁と内容が重複いたしますが、利用する子どもの年齢や状況に応じまして、見守りをしていただく大人が一緒に利用することは可能となっております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　児童館の利用には、どのような手続が必要でしょうか。必要ならば、どのような手続なのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

　利用に当たりましては、その年度初めての利用時に、まず児童センター等利用者カード、そちらに氏名、住所、連絡先等を記入していただくとともに、児童センター利用簿に氏名と入退室の時間を記入していただいております。２回目以降は、児童センター利用簿の記入のみで利用ができるようになっております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　本市の児童館では、放課後児童クラブを併設されていますよね。未就学児や児童クラブを利用していない児童が、利用できなくなっているのではないでしょうか。

○議長（江口　徹）

　学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

　児童館では、本市の児童クラブを設置・運営しており、開設時間が重複しておりますが、児童クラブに通所していない子どもであっても、申出があれば児童館の利用は可能となっております。実際に児童クラブを利用していない児童も、児童館に入り、ほかの児童と一緒に遊んでいることもございます。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　児童館を利用する子どもたちは、どのような遊びをしていますか。

○議長（江口　徹）

　学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

　児童館では、ボール遊び、追いかけっこなど、子どもたち自身が工夫をしながら様々な遊びを楽しんでいるようでございます。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　児童館を利用している子どもが少ないということを聞いています。過去５年間の児童館の利用者数はどのようになっているか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

　過去５年間の利用者数につきましては、令和４年度が１９３名、令和３年度が９９名、令和２年度が１９１名、令和元年度が１７４５名、平成３０年度が２０４３名となっております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　その利用者の内訳も教えていただけますか。

○議長（江口　徹）

　学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

　令和４年度ですが、小学生が１７８名、中学生が１４名、高校生１名。令和３年度、小学生が７６名、中学生２１名、高校生２名。令和２年度、幼児が４名、小学生１３０名、中学生が５７名、高校生はゼロ名。令和元年度、幼児が８名、小学生が１５７９名、中学生が１５２名、高校生６名。平成３０年度、幼児が１７名、小学生が１８２４名、中学生が１７８名、高校生が２４名となっております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　過去３年間の利用者が大きく減っているようですが、理由について、どのようにお考えですか。

○議長（江口　徹）

　学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

　児童館の利用者数につきましては、令和２年度から大きく減少しております。利用者減につながる大きな要因としましては、新型コロナウイルス感染症の発生と拡大による外出の自粛等によるものではないかと推測をしております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　今年５月に、新型コロナウイルス感染症の分類が２類から５類に変更されました。現在は様々な制限が解除されています。にもかかわらず利用者数が増えていない原因は、どのようにお考えですか。

○議長（江口　徹）

　学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

　先ほど答弁しましたように、コロナ禍の期間におきましては、外出を避け自宅で過ごすことが多くなり、子どもの遊び場としての児童館が利用できることを知らない子どもや保護者が多くなったことが原因ではないかと考えております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　市民の認知度が低いことが原因だとすれば、子どもの遊び場、居場所として児童館が利用できることを、保護者だけでなく子どもに周知すべきではないでしょうか。現在は、どのような方法で周知しているのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

　現在の周知方法といたしましては、市のホームページへの児童福祉施設として児童館の一覧を掲載、また、飯塚市子育てガイドブックと飯塚市くらしの便利帳について情報を掲載しております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　小学生が見るんでしょうかというところですけれども。児童館は、様々な年齢の子どもや保護者の大人が一緒に遊んだり、時間を過ごしたりすることができる施設として、より一層の周知を図っていくべきではないでしょうか。

○議長（江口　徹）

　学校教育課長。

○学校教育課長（桑原昭佳）

　質問議員がご指摘のとおり、利用者数の推移から判断いたしますと、児童館利用について改めて周知を図るべきであると考えております。ホームページの掲載内容の見直しや、市のＳＮＳの活用など、より広く子どもや市民に周知ができる方法について検討してまいります。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　ありがとうございます。児童館が利用できることが分かり、とてもうれしいです。令和５年３月策定の飯塚市こども計画、第２期飯塚市子ども・子育て支援事業計画は、基礎資料として、子育て中の保護者などにニーズ調査をしています。この保護者の意向を見ますと、子どもを健やかに生み育てるために飯塚市に期待することとして、学童期の子どもの放課後対策の充実や、地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実、子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進を期待する割合が、小学生では２番目、３番目、４番目と高い位置にあります。実際に、市民からも、小学生の子どもだけで自由に遊べる場が少ないということを聞きます。先ほどお答えいただいた方法だけでなく、学校で子どもたちに知らせることが有効だと思います。ぜひ、児童館に行って遊びたいと子どもたちが思えるような分かりやすいチラシを配付するなど、積極的な手だてをお願いいたします。それに併せて、利用当事者の子どもや保護者の意見と、運営している現場の意見を聞いていただいて、受け入れる体制をしっかり整えることを要望いたします。

　また、児童館は就学前と就学後の子どもが一緒に遊んで過ごすことができる場所であること、それと中学生や高校生も１８歳未満の子どもであれば利用できることを、多くの市民に認識していただき、ぜひ活性化を図っていただくよう要望いたします。

　次に、子ども図書館についてお尋ねいたします。子どもや保護者などの市民が一緒に考え、その考えを図書館整備の方向性に生かすために、子ども図書館ワークショップが開催されております。対象である小学生及び保護者への周知方法は、どのようになっていたのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

　子ども図書館ワークショップにつきましては、当初、令和４年１２月に開催予定としておりましたが、新型コロナウイルスの影響や、参加申込み者が少数であった事情等を鑑み、令和５年３月に延期のうえ開催いたしました。開催に当たっての参加者募集につきましては、飯塚市公式ホームページやＬＩＮＥ、各交流センターだより掲載による周知のほか、作成したチラシを市内小学校１９校の全児童への配付、交流センター１２館及び市立図書館５館の館内に設置することで、広く周知を図っております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　私は、保護者としてワークショップに申し込み、１２月の開催が延期されたことを残念に思い、その際の周知方法をとても心配していました。令和５年３月のワークショップに向けては、周知方法を変えていただいたことに安堵しています。今後も利用当事者の意見を聞く機会をつくっていただくときには、積極的に広く周知していただきたいと思っています。そして、子ども図書館は乳幼児や親子だけでなく、小学生や中学生も読書に親しめる子どもの居場所となる図書館であってほしいと期待しております。

　そこで、利用者の安全面についてお尋ねします。子どもの利用に際して、保護者なしで、または保護者から離れて１人になるケースもあると思います。そのような場合において、子どもたちの安全面に配慮した、安心して利用できる施設と考えてよいでしょうか。

○議長（江口　徹）

　生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

　質問議員が言われますように、お子様が館内で１人になるケースも当然想定はされております。施設の安全面につきましては、子ども図書館に向かう際の駐車場での安全面にも配慮する方法を含めて、設備や運営に関し十分検討し、必要に応じ関係各課とも協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　子ども図書館は、既存の図書館とは異なりますか。

○議長（江口　徹）

　生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

　子ども図書館は、既存の図書館とは異なり、特に保護者の方が周りの目を気にすることなく、子どもたちが自由に声を出して本を読んだり、おしゃべりすることが大前提だと考えておりますので、その辺が大きく変わっているところだと考えております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　御存じのように、子どもの成長発達の中で、特に児童期までの子どもは物理的な環境から影響を受けやすい傾向があります。今、子ども図書館は保護者の方が周りの目を気にすることなく、また子どもにとって居心地のいい、利用しやすい図書館になる旨のご答弁をいただき、とてもうれしいです。

　令和３年に障害者差別解消法が改正され、令和６年４月からは合理的配慮の提供が義務化されます。合理的配慮を考えられた上での、子ども図書館の整備を要望します。

　次に、「こども家庭センター『ｃｏｃｏｓｕｍｏ』について」、質問させていただきます。本市においては、子どもの健やかな成長をサポートする場所として、こども家庭センター「ｃｏｃｏｓｕｍｏ」が設置されていると思いますが、その成果についてお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　福祉部次長。

○福祉部次長（林　利恵）

　飯塚市におきましては、令和４年４月に子ども家庭総合支援拠点設置に合わせて新体制を構築いたしました。現在、子育て支援課及び保育課の総称をこども家庭センター「ｃｏｃｏｓｕｍｏ」として、母子手帳の交付から保育所・こども園の入所、児童手当等の支給、子育て支援サービスの利用などの各種手続や子育てに関する相談などを行っております。

成果といたしましては、「ｃｏｃｏｓｕｍｏ」が設置されるまでは、母子手帳の交付をはじめとする母子保健業務については、穂波庁舎の健幸保健課母子保健係において業務を行っておりましたが、子育て支援課に事務を移管し、本庁舎１階に集約することで、子育てに関する各種手続を同じフロアで行うことができるようになったことが挙げられます。

　また、児童福祉部門である子ども家庭総合支援拠点と、母子保健部門である子育て世代包括支援センターを、子育て支援課の所管に一元化し、同じフロアに配置することで、支援が必要なケースへ対応する際も、以前は連携に時間がかかっていた子ども家庭総合支援拠点の相談員と子育て世代包括支援センターの保健師が協働して訪問することも、容易に行うことができるようになっております。

　さらには、慎重な対応が必要な困難ケースについての協議を行う際にも、スピード感を持って協議できるようになり、スムーズに連携が図られるようになったことも大きな成果であると考えております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　こども家庭センター「ｃｏｃｏｓｕｍｏ」が設置され、連携が図られているとの答弁でしたが、運用を行っていく中で発生した課題について、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　福祉部次長。

○福祉部次長（林　利恵）

　先ほど答弁いたしました内容と重複する部分もございますが、児童福祉部門と母子保健部門の連携につきましては一元化、同じフロアに配置するだけでなく、連携を強化するための統括保健師を課長補佐として配置しております。統括保健師は、児童福祉と母子保健の双方の視点を生かし調整を行っており、また困難な課題を抱えたケースについては、外部の専門家をスーパーバイザーとして活用するなど、適切な支援を検討できる体制が構築されているものと考えております。今後、国においてこども家庭センターの設置運営要綱が示され、その要綱に従って運用を進めることとなる予定でございますが、その詳細がまだ示されておりませんので、現状にない運用基準が示された場合には、対応を検討しなければならないことが懸案事項としてはございますが、それ以外に大きな課題というものは認識しておりません。

　なお、本市においては、先月、滋賀県で行われた日本子ども虐待防止学会において、飯塚市こども家庭センター「ｃｏｃｏｓｕｍｏ」の目指すべき支援の姿と題しましてシンポジウムを行い、全国各地の自治体や学術研究者の方と意見交換を行ってまいりましたが、その席におきましても、飯塚市の組織体制、母子保健機能と児童福祉機能の融合については、高い評価をいただいたところでございます。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　国の設置運営要綱に基づくこども家庭センターについて、国の設置運営要綱の詳細がまだ示されていないとのことですが、これまで国が概要を示しているこども家庭センターと、飯塚市が設置している「ｃｏｃｏｓｕｍｏ」との違いなどについてお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　福祉部次長。

○福祉部次長（林　利恵）

　飯塚市において設置しておりますこども家庭センター「ｃｏｃｏｓｕｍｏ」につきましては、保育関連業務を行う保育課を含めているという違いはございますが、国が概要を示しているこども家庭センターの組織としての要件は満たしている条件となっております。

運営につきましては、飯塚市においては、国が実施している伴走型相談支援事業をはじめ、産前・産後生活支援事業や産後ケア事業など、妊娠期から支援を行うメニューや、支援対象児童等見守り強化事業や、ヤングケアラー支援事業など、子育て期を支援するメニューまで幅広く支援することができる状況であると考えております。そういった支援を組み合わせながら、支援が必要なケースへの対応を行っている状況となっております。先ほど述べました虐待防止学会において、こども家庭庁虐待防止対策課長が行われた行政説明の中でも、こども家庭センターは、民間や地域資源を活用した様々な支援メニューを準備するよう言われておりましたので、このことについても対応できているものと考えております。

ただし、実際の運用において、国が示す予定としているサポートプランの作成やそのプランを活用した支援の在り方等については、詳細が示されておりませんので、今後、国の動向を注視しながら、対応を進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　２４番　石川華子議員。

○２４番（石川華子）

　ありがとうございました。誰でも自由に利用できる５館の子育て支援センターが個性を生かして運営されていること、条例に定められたとおりに児童館が運営されていること、子ども図書館ができることなどのほか、本市において、支援の事業化が多くされ、幅広い支援ができる用意があることは、本当にうれしいことです。

先ほどの答弁で、物理的な距離が縮められ、相談員と保健師が連携しやすい環境になったことを成果に挙げられていました。この環境整備の成果が可視化されるのは、困難なことであると思います。けれども、途切れない伴走型支援には、利用者のニーズを把握するため、相談事業やアウトリーチ型の支援などから情報の収集と情報の精査をする仕組みの構築が重要になると思います。引き続き、子育てに対する包括的な支援のための体制を強化していただくことを要望いたします。以上、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（江口　徹）

　暫時休憩いたします。

午前１１時３７分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（江口　徹）

　本会議を再開いたします。１１番　川上直喜議員に発言を許します。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い一般質問を行います。

第１は、「武井政一市長の市政運営の姿勢と公約について」であります。

１点目は、透明で公正な市政運営についてです。新体育館移動式観覧席入札をめぐる官製談合等疑惑について、久世副市長は、市長職務代理者として、２月は百条調査特別委員会、３月は一般質問で内部調査を検討すると答弁しました。９月議会では、決算特別委員会で４月にも再度全庁に呼びかけて、何か不当な働きかけ、例えば誘導されたとか、呼びかけだとか、あるいは自分が加担したとか、申し上げるようにということで全職員に呼びかけた、誰一人そういう該当者はいなかった、それ以上はもう確認のしようがないと答えました。調査を記録した資料があるかと、私が聞いたのは当然であります。これに対して、なぜか百条調査で証人尋問を受けた担当課長が資料はないと答弁したのであります。記録はないというわけです。

市政の信用失墜を回復し、市役所に公正な秩序を回復するために、武井市長は、イの一番に再度徹底調査を行い、調査記録を市民に明らかにするべきであります。市長の見解を伺います。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　ただいまのご質問でございますが、前回もご答弁を差し上げました。移動式観覧席入札に係る入札行為、事務等におきましては、適正に事務処理がなされていると考えております。しかしながら、そのような疑念を抱かせたということについては事実でございますので、業務の執行、事務の遂行に関しまして、襟を正すことが必要と考えております。服務規程の徹底につきましても、市民の皆さんに信頼していただけるような行政であるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　鎮西中学校跡地の売却については、応募申込み締切日の４月２８日になってようやく１人だけ申込みがありました。本人が来たのでしょうか。新体育館移動式観覧席入札をめぐる官製談合等疑惑、百条調査特別委員会の証人喚問拒否を受けて、市議会が議長名で３月３０日、福岡検察庁に告発状を届け、４月１９日付で受理され、その後、６月１３日付で不起訴処分となった経過がある市議会議員ということは、武井市長も御承知のとおりであります。不起訴処分となるかどうか分からないのに、応募申込みを受理してよいか。また、７人で構成する選定委員会に、売却金額の引下げ変更の決裁責任者であり、さきの百条調査の証人尋問によって、当該市議との長期にわたる会食を認めた部長を加えることは妥当か。これらを検討したことがあるかを含めて、経過を厳正に検証し、市民に明らかにするべきではありませんか。武井市長、今度こそ答弁してください。

○議長（江口　徹）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　飯塚市公共施設跡地売却実施要領に応募者の資格について定めておりまして、その資格に反していないことから、受付を行ったものであり、問題はなかったと認識をいたしております。また、申込み後において資格がないことが判明した場合には、判明した時点で失格とし審査を行わないこと、売買契約締結後に判明した場合は、契約を解除することを明記し、公募を行ったものであります。また、選定委員会につきましては、公募前に組織しているものであり、公募の結果、誰かが応募したからということで、見直すことは適当でないというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　私が先ほど述べた部長というのは、あなたのことですよ。

部落解放同盟との県道用地買収をめぐる協議については、久世副市長は市長職務代理者であった９月の決算特別委員会で、ご本人が不在のところでお互いが情報交換して協議を進めることがあってはならない、絶対認めないと見解を示しました。飯塚市発足から合わせて５億円もの補助金を税金からもらう団体の幹部、福岡県とも結びついた市幹部の癒着を究明するとともに、この団体幹部の社会規範を超えた言動を明らかにし、この際、人件費分の補助金を廃止すべきです。市長の答弁を求めます。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　県道用地買収をめぐる協議につきましては、９月の決算特別委員会におきまして、人権・同和政策課長が答弁をさせていただきましたが、県道工事に関する記録を福岡県に情報開示をいたしまして、それを全部読ませていただきました。その中におきまして、県道工事に関しまして解放同盟が幹部の意見を求められ、それに対し発言をしている記録は確かにございました。しかしながら、解放同盟幹部の用地買収を一方的に止めさせるような、社会規範を超えた発言は読み取ることができておりません。以上のことから補助金を廃止することは考えておりません。（発言する者あり）

○議長（江口　徹）

　川上議員、挙手をして発言ください。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　市役所幹部２８人と部落解放同盟幹部が８月４日、伊岐須会館で行った立食パーティー形式の会食の事実については、９月議会の一般質問及び決算特別委員会における答弁によって、市役所幹部がそろって参加するに至る経過、当日の状況及び参加者のおおよそが明らかになりました。武井市長は当時教育長だったわけですが、案内はありませんでしたか。

○議長（江口　徹）

　武井市長。

○市長（武井政一）

　案内はございませんでした。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　出席はしませんでしたか。

○議長（江口　徹）

　武井市長。

○市長（武井政一）

　出席はいたしておりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　会費だけは出すとか、差し入れだけはするとかはしていませんか。

○議長（江口　徹）

　武井市長。

○市長（武井政一）

　そのようなことはございません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　それでは、市職員で名前の出ていない参加者が誰か分かるようにはっきり示してください。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本件につきましては、職員倫理上の問題であるということで指摘を受けておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。参加者につきましては、後日、確認をしました結果、市職員としては２７名の参加がございました。名前を読みます。許斐総務部長、落合人事課長、関秘書課長、小川市民協働部長、吉原まちづくり推進課長、森山まちづくり推進課長補佐、橋本市民活動支援課長、瀬尾スポーツ振興課長、上野人権・同和政策課長、久保人権・同和政策課長補佐、宮原人権・同和政策課人権・同和対策係長、再任用職員で大庭、それから、兼丸経済部長、深江国際政策課長、大隈経済政策推進室主幹、原野商工観光課長、長尾福祉部長、林福祉部次長、斎藤子育て支援課長、内田生活支援課長、大井都市建設部長、中村都市建設部次長、城戸都市計画課長、二石議会事務局長、今仁企業局次長、田中企業管理課長、宮本学校給食課長です。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　議会からも行っていたんですね。

参加をしたか、しなかったかによらず、市職員への案内がどこまで広がったか、状況を説明してください。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　全員に対して聞き取り等は行っていませんが、私は当事者の一人でありますので、私につきましては、フードバンクが設立から３周年となりましたと、これを機に会費制で意見交換会をしたいので参加してもらえませんかといったお誘いがございました。安永さんからございました。それに応じて個別にご案内が口頭でありましたので、参加をした次第です。先ほど申しました２７名のうち、職員倫理条例上に関わる、いわゆる補助金に関わる決裁権を持つ利害関係者とする者は、このうち５名おります。小川市民協働部長、橋本市民活動支援課長、長尾福祉部長、林福祉部次長、斎藤子育て支援課長。このうち市民協働部長と福祉部長には、同様にどのように誘われたかという方法を聞きましたけれども、私が誘われた方法と同じ方法で誘われたといったことでございました。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　補助金をふれあいフードバンクの立場で受け取ると同時に、部落解放同盟としては５億円を超す補助金を本市発足以来、受け取っているわけでしょう。そこの決裁権者も行っているわけでしょう。この案内の広がりについて、やはりチェックをする必要があると思うので、調査してもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本件につきまして、職員間での職員倫理条例違反に当たるような疑わしき事案が発生したとのご指摘であると認識しておりますけれども、これにつきましては、私どものほうでも２７名のうち先ほど申しました５名を除いては、利害関係者ではなく、職員倫理上の制約は受けない職員でございます。申しました５名につきましても、職員倫理条例の、要は立食形式の会食につきましては除外規定がございまして、職務上必要であるならば参加しても構いませんといったことがございますので、職員倫理上の問題はないというふうに考えておりますが、今、質問者から言われましたどのような形で呼びかけがあったのかといったことにつきましては、部長会やあるいは所属長会議等を通じて、確認はしてみたいというふうに考えます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　市民協働部は、人権・同和政策課長が参加の確認、取りまとめをやったわけですね。新体育館移動式観覧席入札をめぐっては、官製談合等の疑惑が明らかになり、市議会は百条調査特別委員会を設置し、関係者に対する尋問を行い、特定の議員と関係幹部が会食を繰り返してきたことが明らかになるなど成果を上げました。今回のパーティーは補助金の決裁権を持つ者を含め２７人もの市幹部が参加した大がかりなものであります。飯塚市は、何が悪いか分からない、参加は個人の判断によるもので今後も認めるというような態度であります。補助金団体と市役所幹部の事実上の慣れ合いパーティーを容認してよいわけではありません。これにメスを入れられるのは誰か、武井市長ではないかと思うわけです。武井市長が公正な市政をと言うのなら、この経過を明らかにして、襟を正して厳しい措置を取るべきです。市長の見解を伺います。（発言する者あり）

○議長（江口　徹）

　武井市長、答えられますか。市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　今回の懇親会、意見交換会のご案内につきましては、先ほど来申し上げていますとおりフードバンク事業を行っております特定非営利活動法人ふれあいのほうから受けております。ＮＰＯ法人ふれあいさんにつきましては、当然、質問議員が言われますように市からの補助金を受け取っております。しかしながら先ほど総務部長が答弁しましたように、参加に当たりましては、我々、飯塚市職員倫理条例、規則等に抵触しないことを確認した上で、立食について参加をさせていただいております。この点については、市民協働部としましては、公益性がある活動をされてあるＮＰＯの活動について、３年間の経過報告ということも踏まえまして、参加させていただいておりますので、業務上必要であり、参加したという趣旨でございます。繰り返しになりますが、今回の件につきましては、飯塚市職員倫理条例、同規則にも除外規定となっていますので、そのことを確認した上で参加をさせていただいております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　武井市長、答弁しないんだったら、答弁できませんと言ってください。

○議長（江口　徹）

　武井市長。

○市長（武井政一）

　先ほど来、部長がそれぞれの見解、認識についてはご答弁を申し上げたとおりでございます。基本的な透明で公正な市政運営を行っていくということにつきましては、私も質問者と考えを異にするものではございません。仕事をしていただく職員の皆さんが法を遵守し、職務に係る倫理を保持して、またそれを阻害する行為等を受けないよう、市長としてその役割を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　市長、そう言うんだったら、考えが一緒なら、市長として取るべき行動を取ってくださいよ。先ほど言ったでしょう。経過を明らかにして、襟を正して、厳しい措置を取れと。さっき一緒に行って飲み食いした部長が答弁したけど、業務上必要だったというふうに聞こえましたでしょう。どういうことなんですか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　先ほどご答弁を差し上げました業務上必要であるということでございます。我々、市民協働部につきましては、協働のまちづくりを推進する上で、地域活動団体はもとより市民活動団体、ＮＰＯ等を含めた市民活動団体の支援をする部署でございます。そうした意味からも、先ほどご答弁させていただきましたけど、ふれあいさんにつきましては、子ども食堂とか、フードバンク事業を実施されて、公益性があるような活動をされている団体でございますので、そういった観点で、我々も職員として、業務上どういうことをされているかということを意見交換の中で、いろいろお話を聞く中で、市の施策としても今後取り入れていくべきものがあるかどうか、そういう判断も必要でございますので、そういった意味で業務上必要であるという形でご答弁させていただきました。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　それは業務で行ったんですか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　業務上必要であるという形の部分で先ほど答弁させていただいておりますが、職員に関しましては、業務上必要であるというよりも、個人的な見解の中で―――。すみません、先ほどの答弁をもう１回させてください。業務上必要でありますけど、業務としては出席参加をさせていただいておりません。（発言する者あり）

○議長（江口　徹）

　暫時休憩いたします。

午後　１時２２分　休憩

午後　１時２４分　再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　申し訳ございません。業務上必要であるという形でご答弁させてもらいました。今回の懇親会出席につきましては、業務上必要でございますが、懇親会の出席参加については業務としての出席参加ではございません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　２７人がばらばらの思いで行っているはずなのに、市民協働部長が一括してそうではないという答弁をするというところは、組織的に参加したということではないんですか。

それで、市農業施設の管理については、使用貸借契約書がないものが３５施設のうち３２施設あったことが明らかになっています。どうしてこんなことが続いているのか、どう是正するのか、市長の考えを伺います。

○議長（江口　徹）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　農業施設につきましては、合併前の１市４町において建設がされており、４０年以上経過している施設が多いため、関係する書類等がなく、以前の管理運営について確認することはできておりません。農業施設の管理運営につきましては、これまで施設を使用されている地元の農業者の方々に主体的に行っていただいており、特段の支障がなかったため、これまで運用を継続してきたことが、要因の一つではないかと考えております。

また、農業施設の管理運営につきましては、質問議員がご指摘のとおり、契約書の所在が確認できない施設が多くあることや、鍵の管理の問題、使用状況が把握できていないなど、是正すべき点がございます。市が、鍵を所有していない施設につきましては、現在、鍵の作成を進めているところであり、併せて県内各市に対して、同様の施設の管理状況について調査を行っているところでございます。

今後、契約の在り方や使用実績の確認、使用見込みのない施設の廃止等を進めていくに当たって、施設の使用者や使用状況などの実態を把握することが重要でございますので、現地の確認や関係者への聞き取りを行いまして、是正に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　この３５施設につきお尋ねしますけれども、部落解放同盟の関与なしにできたところがありますか。

○議長（江口　徹）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　申し訳ございません。関与というのがどういうものを指すのか、すみません、私が分かりませんので、お答えのしようがございません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　関与とは関わりのことです。

○議長（江口　徹）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　当初は同和対策施設として建設されておりますので、そういった部分で言えば、関与があったことになるのかなと思いますが。それ以上のことは、すみません、私どもは分かりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　全てですか。

○議長（江口　徹）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　全ての施設でございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　市営住宅については、部落解放同盟幹部の了解がなければ、空き家募集ができないところがあります。こういうやり方は何に基づいているのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　本来、地域改善向け住宅の運用の根拠法であった地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、平成１３年度末をもって失効しております。一方で、法の執行に当たり平成１０年２月２０日付、建設省住宅局より発出された「公営住宅法改正に伴う制度移行に際しての地域改善向け住宅に関する留意事項について」においては、「特定目的公営住宅の一つとして地域改善向公営住宅の供給を行ってきたところであるが、地域住民の居住の安定を図ることは引き続き重要であることから、今後も地域における居住の実態や施策の必要性を的確に把握した上で、地域改善向公営住宅への優先入居を適切に行われたい」と記されております。

また、平成１４年３月７日付で国土交通省住宅局より発出された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における主な留意点」においては、「国の特別対策は平成１３年度末をもって終了することとなるが、依然として住宅に係る施策ニーズがある場合には、平成１４年度以降は一般対策により対応するものであること」と記されております。

このことから、地域コミュニティーの維持と安定向上を図る上で、本市には当面必要な処置として、飯塚市市営住宅条例並びに飯塚市市営住宅条例施行規則に基づき、優先入居を適用させているところでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　質問には全然答えていないよね。部落解放同盟を差別的に特別扱いする根拠は何にあるのかということを聞いているわけでないのですか。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　今、私が答弁いたしましたのは、市営住宅についてというふうなことでの問いだったので、市営住宅の地域改善対策向け住宅についての根拠法令の紹介をさせていただきました。（発言する者あり）

○議長（江口　徹）

　川上議員、挙手をして発言をお願いいたします。都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　特別扱いというふうなことはございません。法に基づいて、市の条例に基づき執行しておるところでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　それでは条例の中に部落解放同盟という文言があるんですね、示してください。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　条例の中にはそういう記載はされておりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　どういう答弁をしているんですか。答弁を訂正するの。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　先ほど私が答弁を差し上げた内容のとおりでございます。（発言する者あり）

○議長（江口　徹）

　挙手をして発言ください。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　久世副市長、都市建設部長が質問の意図を全然理解できていないので、部落解放同盟を特別扱いする根拠は何かと聞いているんですよ。答弁してください。

○議長（江口　徹）

　久世副市長。

○副市長（久世賢治）

　ただいま都市建設部長が質問議員に対して答弁いたしました。いわゆるうちの条例の中でのそういった住宅の位置づけ、この住宅について、入居等に際し部落解放同盟の協力を得ているというのが現状でございます。これは特別扱いというわけではなくて、今までそのような執行をしてまいったということでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　根拠がないけど、やっているということが分かりました。

２点目は、生活を守るという武井市長の４つの公約です。生活応援クーポン券の再発行について、市長の考え方を伺います。

○議長（江口　徹）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　生活応援クーポン券の再発行につきましては、市長マニフェストとして、発行の事業内容の指示をいただいているところでございまして、現在、その制度設計を行っているところで、細かなところは、現在のところは決まっていない状況でございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　市長の公約について聞いているんですよ。あなたが答えなさいよ。

○議長（江口　徹）

　武井市長。

○市長（武井政一）

　今、行政経営部長がご答弁を申し上げたとおりでして、再発行について、職員のほうには指示をしております。国の、それから県の経済対策の実施時期等も勘案しながら、今、検討を進めているところでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　クーポン券ではなく、現金で早急に支給してほしいわけです、日本銀行券で。市長の見解を伺います。

○議長（江口　徹）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　クーポン券の発行でございますが、これまでも昨年から飯塚市のほうで、それぞれクーポン券の発行事業を行っているところでございます。これにつきましては、物価高騰対策における経済対策の一環として実施をしておりますので、市民の皆様方のそういった負担の支援になるようにということで、これまで制度設計をしてまいっております。一方で、地域経済の下支えと申しますか、事業者支援になるというふうな考えも持っておりますことから、クーポン券の発行による事業実施ということで考えているところでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　その考えをやめてください。独自に直接支援を地場業者に行うということでいいのではないですか。

武井市長、第２子以降保育料の無償化なんですけど、お考えを聞きます。（発言する者あり）

○議長（江口　徹）

　武井市長。

○市長（武井政一）

　マニフェストの内容ということで、私のほうでお話しさせていただきます。飯塚市が住みたいまちとか、住み続けたいまちになっていただくためには、子育て・教育する場所として選ばれるということが非常に条件であろうと思いますので、そういう意味で、子育て・教育する場所として、子育て世代を経済的に支援するということで、多子世帯の経済的な負担を軽減するということで、こういったものをマニフェストに掲げたところでございます。さらには第２子以降の保育料無償化というのは、少子化対策にも資するものであろうというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　次に、住み続けたいまちづくりの推進というのをお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　武井市長。

○市長（武井政一）

　住み続けたいまちづくりの推進ということで、中身としては、私が思っておりましたのが、高齢者の方々に元気で長生きしていただけるような環境や取組ということで、フレイル予防や対策、あるいはバリアフリーというようなことをぜひ充実をしてまいりたいというようなことで挙げさせていただきました。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　４番目の地場産業への支援については特に２つ。一つは、農業者支援を求めるＪＡからの要望にどんな手だてをいつまでに取るつもりか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　農業者の支援につきましては、９月議会でも答弁をさせていただきましたけれども、本市の農業振興並びに農業者の営農継続を図るためには、早急な経営支援が必要であると考えておりますので、現在も検討を進めておりますが、必要な財源の確保のため、国、県の経済対策の動向を注視しながら、できるだけ早期に実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　ＪＡの要望に応えるのに、どれだけの財政出動が必要ですか。

○議長（江口　徹）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　概算にはなりますけれども、約４千万円程度になると思います。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　そのくらいのお金なら飯塚市はあるでしょう。

もう一つ、運送業者支援を求めるトラック協会の要望はどうですか。

○議長（江口　徹）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　運送業者の支援につきましても、９月議会で答弁をさせていただきましたとおり、燃料費高騰対策の一つとして検討しております。この補助制度につきましても、ガソリン税の上乗せ部分の課税を停止するトリガー条項について、凍結解除も含め検討を進めているという報道もございますので、国、県の経済対策の動向を注視しながら、できるだけ早期に実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　どのぐらいの財源が必要ですか。

○議長（江口　徹）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　先ほどと同じぐらいで大体４千万円程度になると思います、概算ですが。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　いろいろお聞きしました。自民党の推薦を受け、麻生太郎自民党副総裁とのツーショットの写真を載せた武井市長の後援会討議資料に、誠実と熱意の文字があります。その言葉と市長の今の態度、大いに矛盾が見られます。そもそも地方自治の本旨は住民福祉の増進にあります。公正で透明な市政へ流れが変わらなければ、暮らしの応援、無駄遣いのチェックは難しいのではないか、鋭く問われるところであります。

第２は、「安心と福祉のまちづくりについて」です。

１点目は公共交通です。来年度運行計画の見直しの検討の状況を伺います。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　コミュニティ交通の運行計画につきましては、例年、担当部署窓口での相談、また、まちづくり協議会等のご要望、そして利用状況等を取りまとめまして、１１月頃から飯塚市地域公共交通協議会で議論を行い、年末までに決定するスケジュールで策定をいたしております。令和６年度のコミュニティ交通の運行計画につきましても、このスケジュールに沿って作業を進めて変更計画（案）を策定しておりまして、１１月２９日開催の飯塚市地域公共交通協議会におきまして、その概要を承認いただいているところでございます。今後は１２月２２日に同協議会を再び開催いたしまして、ダイヤ等の詳細を決定するように作業を進めているところでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　新花瀬自治会並びに県住花瀬自治会に近いエリアワゴンのバス停は花瀬公園そばにあります。鎮西地区移動販売車もやって来るところです。雨や日差しをよけるところが欲しいと高齢の皆さんから話が持ち上がっています。地元の皆さんの意見をよく聞いて、花瀬公園の中の便利なところに、公園施設として雨よけとベンチの設置を求めます。答弁を求めます。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　エリアワゴンや、コミュニティバスの停留所の設置場所につきましては、車両の安全な運行及び利用者の安全な乗降スペース、利用者の集まりやすさ、また利用状況等を含めまして、総合的に勘案して判断をいたしております。待機環境、ベンチ、屋根つき雨よけ設備の状況等もその判断材料としての一つでございまして、停留所候補地付近に待機しやすい施設・設備等が存在する場所があれば、その場所に停留所を設置いたしております。花瀬公園内におきましては、公園内利用者を想定いたしましたベンチ等がございますので、現状といたしましては、このような施設をご利用いただきたいと考えております。なお今後、停留所設置における公園の再整備等の検討を行える場合におきましては、コミュニティ交通等の利用者の待機環境整備という観点からも、施設整備課と協議に参画し、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　花瀬公園ですから都市建設部長の答弁をお願いします。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　今、言われる花瀬公園につきましては、都市計画課が管理しており都市公園でございます。公園内の施設につきましては、公園利用者の利便性向上のために整備された施設でありますが、今後、公園施設更新等の際には、多様な利用目的を勘案しながら必要性を含めて、関係部署と協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　２点目は水道料金です。市民生活を圧迫する３５％値上げの水道事業会計への影響をお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　企業局次長。

○企業局次長（今仁　康）

　水道料金につきましては、令和４年１月の改定でございましたので、令和４年度決算からその影響が現れているものと思います。令和４年度の決算額を税込みでお答えさせていただきますが、２５億７３４０万１６２０円でございます。改定前の令和３年度決算額が１９億２６４６万６２４円でございましたので、６億４６９４万９９６円の水道料金収入の増となっております。この収入増の多くは老朽化が進んでおります水道管や水道施設設備の更新費用に充てさせていただいております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　クーポン券では水道料金が払えません。この物価高騰の折に重なるように、市民から新たに６億５千万円近い現金による負担を求めているわけですね。それで住民負担を軽減する第一は、水道料金引下げ、水道事業の見直しを適切に図るべきではないかと思うわけです。企業管理者の答弁を求めます。

○議長（江口　徹）

　石田企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　昨今、全国の地方自治体が抱えている大きな課題がインフラの老朽化でございます。法定耐用年数を経過した管路の比率は全国平均で２２．３％となっております。飯塚市はこれを上回っておりまして２６．１％、全長が約９４０キロメートルに及ぶ市の水道管のうち、おおよそ４分の１が法定耐用年数の４０年を超えており、老朽化が非常に進んでいる状況でございます。これを新しい管に更新していかなければ、将来、大規模な断水の原因になり、市民の皆様の生活や事業活動に多大な影響を及ぼすと危惧をしております。先ほど答弁いたしましたように、料金改定で増えた財源の多くはこの水道管施設設備の更新費用に充てさせていただいております。

水道料金引下げ、水道事業の見直しを図るべきではないかというお尋ねでございますが、料金引下げを伴う事業の見直しは、先ほどご説明いたしました水道管施設設備の老朽化対策を先送りすることにつながります。現行の水道料金は、安全で安心な水を供給するために必要な財源を確保する最低限の料金設定となっているというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　あなた方の計画では、３年後にまた値上げしようという計画になっているわけでしょう。見直すんでしょう。もう見直しに入っているんじゃないんですか。それをやめたらどうですかという、そういう見直しをしてくださいと言っているわけですよ。どうですか。

○議長（江口　徹）

　企業局次長。

○企業局次長（今仁　康）

　水道事業につきましては、将来にわたりまして安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画であります経営戦略に基づいて事業を実施し、その内容については定期的に見直すこととしております。

ご質問のございました水道料金の改定という点についてですが、経営戦略におきまして、水道料金の改定とした内容での表記ではなく、目標項目において、料金水準の定期的な見直しとして表記しております。これを５年をめどに、料金水準が適正かどうかの判断を行うこととしております。この水道料金水準とは、一定期間内の事業費用が現在の料金体系において、料金で賄えるのかどうかについて、状況の把握を行うことでございます。この作業を５年をめどに行うこととなります。

水道事業につきましては、引き続き経営の改善や事業の見直しを行いまして、併せて経営戦略の内容を見直すことといたしております。そのため、事業を実施するに当たって、水道料金を定期的に見直すのではなく、料金水準が適正かどうかの判断を行うことが、経営戦略において表記されているものであり、お尋ねの水道料金を定期的に見直すということに必ずしも直結するものではありませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　市民の目が届かない中、奥深いところでカーテンを閉めて見直すようなまねはやめてもらいたいと思います。

それで、水道料金引下げ、見直しを図りながら、市長部局で市民への直接補助を一般会計で実施する必要があるのではないかと考えるわけですね。答弁を求めます。

○議長（江口　徹）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　今後の財政状況と照らし合わせながら、将来にわたり持続可能なまちであり続けるための財政運営を行う必要があります。市民生活の安心と、地域経済の回復、それから維持を最優先課題として取り組むという考えには変わることはないものと考えております。こうした状況でありますことから、市民に対する支援策等につきましては、効果的な活用について、慎重に様々に検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　国の臨時交付金が何度も何度も来ているんだけど、この中でそういうふうに使ってくださいというメニューがあるじゃないですか。よろしくお願いします。

３点目は明治坑周辺です。急傾斜地危険区域が広がっており、防災と環境の両面から対策を急がれます。道路、のり面、老朽空き家、草刈り、大木の対策など現状と今後の計画を伺います。

○議長（江口　徹）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　９月にいただきました一般質問以降、改めて現地を確認いたしました。空き家となり老朽化した家屋が建ち並んでいる区域に雑木、雑草が繁茂していることは確認いたしております。周辺住民の生活環境に支障を来さないように、地区内で最も改善が必要と思われる箇所の雑木等伐採費用を１２月補正予算に要求させていただいておりまして、議決をいただきましたら早急に対応するとともに、今後におきましても生活環境の改善に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　住民の声を反映して、速やかに進めてもらいたいと思います。

４点目は庄内のシンボル、関の山です。登山道の整備状況をお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　関の山の登山道につきましては、里道が通っていることから、その部分の管理につきましては、庄内支所経済建設課が所管しております。また、管理の補助的なものとしまして、庄内まちづくり協議会の皆さんや登山愛好家の方が登山道の草刈り等に取り組んでおられます。登山道の里道部分につきましては、災害等で崩落した際は早急な復旧に努めております。また、整備に関する要望等がございましたら、現地確認の上、対応方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　保安林指定の市有土地を鉱業権とセットで売却する議案は、市民の大きな批判を浴びる中、市議会で激論の末、否決されました。この市有土地の売却を求める勢力は飯塚市に新たな働きかけをしてきていませんか。

○議長（江口　徹）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　関の山の市有地につきましては、そういった売却の話は挙がっておりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　武井市長、片峯市長の政策を継続すると言われましたけれども、片峯市長はこれを売却しようとしたわけですよね、地元の同意もなしに。そういう立場まで引き継がれると困るわけですよ。それでここで、この市有土地は絶対に売らないと、改めて約束してください。

○議長（江口　徹）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　関の山の市有地につきましては、保安林のため行政財産として管理を行っており、地方自治法第２３８条の４第１項におきまして、行政財産は売り払うことはできないと規定されておりますので、売却を行うことができないことになっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　それを解除して売却するという挙に出るかもしれないではないですか。先ほど紹介したように、麻生太郎自民党副総裁とツーショットでしょう。心配するわけですよ、誰でも。

５点目は筑穂元吉の土砂埋立て等です。私は、福岡市中央区のビッグバン工事現場で発生した白っぽいべたっとした感じの土砂が大量に搬入されている事実を確認し、地元の皆さんと一緒に事業主の西鉄本社を訪ねて、事情を確認したことがあります。昨年７月２１日です。西鉄は事実関係を確認して、速やかに土砂搬入を中止しました。この土砂は建設汚泥、つまり産業廃棄物ではなかったかと心配されます。その後福岡県は、昨年８月５日付で野見山産業に対して、土砂搬入中止命令、復旧命令の県知事命令を出しました。この１年４か月の間、中止命令にもかかわらず土砂搬入が繰り返されています。飯塚市として把握した状況を改めて伺います。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　さきの９月議会でも申し上げましたが、本年５月２５日に地域住民の方々から情報提供をいただきまして、その際に土砂搬入行為があったということは確認しております。また、本年１１月１０日には、新たに土砂搬入中止命令違反が行われているとの内容で、福岡県に情報提供があっておりまして、福岡県からその一報をいただいております。この件につきましては、１１月１４日に福岡県と共に事業者に確認をしております。内容につきましては、持ち込まれた土砂を一旦、同一敷地内にございます都市計画開発行為事業地に下ろして、その後、トラックの荷台の底面に付着しております少量の土をダンプアップして、それを空にする作業を行うために、トラックを土砂の埋立て事業地に移動したとのことでございました。しかしながら、少量であろうとも、埋立て事業地への土砂搬入禁止をされておりますので、このことにつきましては、事業者に対して指導を行っております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員に申し上げておきます。個別業者に関する発言につきましては、企業活動への影響等にも十分配慮の上、質問していただきますようお願いいたします。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　違反行為をした者に対しては、どんな処罰が与えられましたか。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　現時点で県条例に基づく罰則等は与えられておりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　それはなぜですか。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　今、県の指導等に従って、遅いんですけど作業は実施されているということで、罰則には至っていないということであることを確認しております。すみません、土砂搬入中止命令は、先ほど申しましたように１１月にそういう違反行為があったのを確認して指導しております。もう一つ、措置命令が出ていますよね、８月５日に―――。（発言する者あり）そういうことでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　違反しても、福岡県は処罰をしないという安心感が業者にあるんでしょうね。

復旧命令の履行期限は６月３０日でした。復旧計画の主な内容を伺います。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　昨年９月６日付で事業者から農林事務所のほうに提出された復旧計画の中に工程表がついております。その工程表には、項目として、製品移動、越境部分の土移動、仮設水路整備、沈殿池しゅんせつ、掘削のり面成形、残土搬出、製品販売について、おのおのの工程が記載されております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　履行期限は６月３０日なんですよ。復旧計画はもうとっくに過ぎているわけですよ、期限を。いつまでにこれは終わるようになっているんですか。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　今、質問者がおっしゃいましたように、もう期限はとっくに過ぎております。今、私もさきの議会等で答弁をしておりますが、１日でも早く完了に向けて、強い指導を今、県と共に行っております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　それは本当かなと思うわけですね。

それで、撤去すべき無許可区域に積み上げた土砂はどのくらいですか。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　当該地は、福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例に基づいて、許可を受けてやられておりまして、中止命令や措置命令に関しましても、当該条例に基づいて発出をされております。現在事業者は、防災対策工事の措置命令に対して、是正に向けて作業中であって、この内容につきましては、事業情報に当たることから、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　分かっているんですか、そもそも福岡県は。撤去した土砂は、どのくらいですか。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　繰り返しの答弁となりますが、同様の理由で事業情報に当たりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　事業情報ではなくて、福岡県の事業情報ではないんですか。県知事命令がどの程度までいこうとしているのか、それを聞いているわけですよ。企業秘密を聞こうとしているわけではないんじゃないですか。

では、設置すべき水路の総延長はどのぐらいですか。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　福岡県に提出されております関係書類によりますが、約２２００メートルとのことでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　現状でどこまで設置できているんでしょうか。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　９月議会でも答弁いたしましたが、水路につきましては事業地、嘉穂区側の住宅地側、それと事務所側、それと一部復旧作業に準じて水路を完成させていくということでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　措置命令後、何メートル水路は延びましたか。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　措置命令後、何メートルということはちょっと今は分かりかねますが、全体的に今言った２２００メートルと私は答弁を申し上げましたが、その３５％程度は今できているというような状況であると聞いております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　措置命令後の数字は分からないと。自分がどれだけ指導して、どれだけ相手が従ったか分からないというのが福岡県のありさまということですね。

土砂埋立て処分地へのダンプ搬出入の区域で中尾建設が行っている用地造成工事について、開発許可申請からの経過を伺います。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　都市計画法第２９条に基づき、有限会社中尾建設から飯塚市筑穂元吉８７２番３３、約８２５３平方メートルにおいて、地域密着型通所介護施設用地造成の目的で、平成３０年１１月２７日に開発行為事前協議書が提出されました。その後、平成３０年１２月４日に開発行為事前審査会を開催し、平成３１年３月６日に開発行為許可申請書が提出され、令和元年６月２７日に福岡県から開発行為の許可通知書において許可されております。その後、令和元年１０月２４日、令和２年１月２２日、令和２年５月２１日、令和２年８月１８日、令和２年１０月３０日、令和４年１月２８日、令和４年６月２９日の計７回、県と市合同で現地立入りを実施しており、改善箇所である場所は改善指示を行っております。また、令和元年１１月３日には地元の住民の方と市で現地立入りを実施しており、状況確認と改善指示を行っております。現地立入りの際には、計画図面を基に盛土の位置、のり面の状況、転圧状況、構造物の位置や延長、土砂の流出状況等を確認しております。主な改善指示としましては、仮置きとして高盛土しておる状況でしたので、県と市で土砂の計画高まで下げる等の是正指示を行っております。直近では令和５年１０月６日、１０月２３日で、市で現地確認を行っております。現状におきましては、開発区域における計画断面の完成に至っておらず、盛土のみの施工で、計画盛土高よりも土砂を高く積み上げた状態となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　開発目的は何ですか。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　開発行為許可申請書によりますと、予定建築物等として地域密着型通所介護施設との記載がございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　地域デイ施設設置と言うわけですけれども、これについても市役所との事前協議が必要です。開発申請の段階で事前協議があったのか、状況をお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

　施設運営についての具体的な説明があっておりませんので、事前協議ではなく、事前相談と捉えておりますが、平成３１年４月に相談には来られております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　事前協議をやっていないということですね。県知事の開発許可は２０１８年６月です。５年かかっても工事が終わらないわけです。いつ終わるんですか。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　事業者から提出された開発行為変更届出書によりますと、工事完了予定年月日は令和７年１２月３１日となっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　それは、終わらない場合はどうなるんですか。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　都市計画法による開発行為というのは、期限は設けておりませんので、事業者の完了予定日が終わる年月というふうになっております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　永遠に引きずれるということですね。

事業承継の手続はどういう感じですか。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　都市計画法に基づく開発行為等の審査基準によりますと、地位承継承認申請書の提出に当たりましては、２点ございます。１に、申請者は適法に当該開発区域内の土地の所有権、そのほか当該開発行為に関する工事を施工する権限を取得していること。２に、申請者に当初の許可どおりに開発行為を行うために必要な資力及び信用があることというふうに条件が付されております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　いつ、誰の手に渡るか分からないということなんですね。

それで、用地造成工事と言うけれども、この間の経過、現状を見れば、事実上はどんな土砂でも自由に出し入れできる、そういう産廃混じりも含めて、土砂埋立て現場となっている。これが現実ではないんですか。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　開発行為の許可権者である福岡県と確認しましたところ、土砂の搬入が断続的に行われておりますが、造成完了には至っていないため、あくまでも造成の途中であるというふうな見解でございました。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　７メートルの高さに造成するのに、１２メートルも１３メートルも積み上げて、もう土砂が余るのではないですか。この土砂はどうするんですか。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　今、質問議員がおっしゃられるとおり計画高よりも高く土砂が積み上げられております。この状況は、周辺住民の安全の確保と生活環境に対する不安を軽減するためにも、高盛土の是正について、しっかりと要求をしていきたいというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　一体この土砂はどこから持ち込まれているのか、様々な色のダンプカーの足取りを追いかけました。福岡市内の民間の工事現場にたどり着きます。笹丘の大型商業小売店舗、箱崎の冷凍食品倉庫、薬院の福岡中央病院などの新築工事でした。博多駅前の仮称、ウォークプロジェクトは西日本シティ銀行と福岡地所がつくる特定目的会社が発注者で、大成建設株式会社九州支店が元請です。解体工事と新築工事の現場です。飯塚市に土砂が持ち込まれている事情を大成建設に尋ねると、中尾建設の用地造成工事現場を土砂処分地と思っていたとの説明でした。さきに紹介した工事の元請は、全てそういう認識だったのではないでしょうか。市役所として把握したところを説明してください。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　今、質問議員がおっしゃられる土砂の搬入元については、把握しておりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　仮称、ウォークプロジェクトについては、大成建設が福岡市に提出した産業廃棄物処理計画書があります。情報開示請求で私が入手し、飯塚市役所担当課に提供しました。建設発生土、１万１１００立米全てを中間処理することになっています。しかし、収集運搬委託業者名、処分方法、処分委託業者名と施設の所在地、この３つの記載欄は空白のままです。大成建設が産業廃棄物として福岡市に届け出た建設発生土、その一部が中尾建設の用地造成工事現場に持ち込まれた疑いがあります。産廃混じり土砂が中止命令がかかった隣接土砂処分地に搬入された心配もあります。これについては、福岡市は速やかに調査し、結果を私に連絡すると約束しました。飯塚市として、関係者に事情を聞いて、事実関係を明らかにすべきです。見解を伺います。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　この件に関しましては、質問者より情報提供いただきまして、これを福岡市のほうに確認をいたしました。福岡市によりますと、この関係書類の中で記載をする必要がなかった項目であったというふうな回答を得ています。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　建設発生土のうち、建設汚泥と建設瓦礫は産業廃棄物です。そうであるか、そうでないか、いつ判断するのか、どういう基準なのか、説明してください。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　持ち込んだ土砂につきましては、受入れ地側の事業者が確認し、もし産業廃棄物の混入があれば、土砂を持ち込んだ事業者にて、適切な処分を行う必要があると考えております。また、一般的に公共事業におきましては、産業廃棄物を処理する場合には、受注者に対して、事前に産業廃棄物処理計画書を提出させます。そして、処理完了後に再資源化報告書及びマニフェストを提出させて、適正に処理されたことを確認しております。また、建設発生土についても同様に、事前に建設発生土処分計画書を提出させて、処分完了後に、建設発生土処分確認及び処分状況写真を提出させて、適正に処分されたことを確認しております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　大成建設が産業廃棄物処理計画書に建設発生土、１万１１００立米と記載したことについて、福岡市が記載の必要がないと述べたとしたら、この工事現場からは建設汚泥は発生しないということを福岡市が何らかの方法で確認したことになります。事情が分かりますか。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　その事情については分かりかねます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　武井市長、重大です。この建設発生土について、私は第１に大成建設が産業廃棄物処理計画書に記載した理由、第２に、監督官庁の福岡市が記載の必要がないと指導した理由、第３に、それにもかかわらず１万１１００立米の記載があるままに福岡市が受理した理由、この３つについては、飯塚市として関係者に事情をただす立場があろうかと思います。市長、答弁を求めます。

○議長（江口　徹）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　この事業は、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づく手続でございまして、福岡市がそのように判断したという認識でおります。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　だから調査が必要だと言っているわけですよ。開発目的を地域デイ施設用地造成としながら、必要な事前協議を行わず、工事現場に５年間にわたり土砂搬入を継続し、県知事の搬入中止命令違反行為の現場ともなっています。これは申請に当たっての意思の不明瞭な開発目的、実際の開発行為に当たっては相当の長期間にわたり目的外行為を行っている疑い、さらに産業廃棄物建設発生土及び産廃混じり土砂の搬入の疑いもあります。飯塚市は、福岡県に事実関係の情報提供し、許可の取消しを求めるべきではありませんか。答弁を求めます。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　開発許可は盛土、のり面、転圧、構造物等の基準に基づいた造成に対する県の許可となります。完成予定年月日が令和７年１２月３１日であることから、現場は、あくまでも施工途中でありますので、許可の取消しを求めることは考えておりませんが、先ほど答弁しましたとおり、現状は高盛土の改善がなされておりません。それにつきまして、改善の是正を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　６点目は、大将陣公園横の産廃焼却施設計画です。片峯市長は非常にゆゆしきものだ、桂川町との情報共有をしっかり図り特に計画立ての段階で後手に回らないように今後しっかりと対応していきたいと答弁しました。環境を守る決意を示したわけです。武井市長の立場を伺います。

○議長（江口　徹）

　武井市長。

○市長（武井政一）

　前市長がそのように答弁されていることは承知をいたしているところでございます。当該事業につきましては、許可権者は福岡県であり、当該地は桂川町でございます。しかしながら、本市にとりましても大将陣公園のすぐそばであり、そして近隣にはグラウンドゴルフ場を計画している場所でございます。このことから今後は、県、桂川町と情報共有を図り、その事業の進捗を注視してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　桂川町では、９月議会でさきに紹介した片峯市長の答弁を示した柴田正彦議員の質問に対し、井上利一町長は、片峯市長と考え方としては同じだ、私たちが知らないうちに計画立てが先行するということが大いにあり得ると、警戒しているという答弁しました。策定計画は現在最終段階でしょうから、既に後手には回っていますが、今からでも―――。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員、発言時間が終了しておりますので、ご了承お願いいたします。（発言する者あり）暫時休憩いたします。

午後　２時２０分　休憩

午後　２時３０分　再開

○議長（江口　徹）

　本会議を再開いたします。１５番　永末雄大議員に発言を許します。１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　本日４番目の質問になりますけれども、皆さんお疲れも出てきている頃でしょうけれど、ぜひともよろしくお願いします。

今回は「交流センターの指定管理制度の導入について」、聞かせていただきますが、午前中の金子議員の質問と全くの偶然でございますけれども重なっておりまして、ただ、午前中の質問を聞かせていただきまして、若干、私のほうでも質問をできる余地を残しておいていただいていますので、その部分につきまして、質問させていただきます。

　それでは、質問に入らせていただきます。従前より、まちづくり協議会の今後の在り方について確認をしてまいりましたが、今回は、まちづくり協議会による交流センターの指定管理者制度の導入の件についてのみ質問をさせていただきます。市内の全てのまちづくり協議会に対しまして、交流センターの指定管理に関する説明会を終えられて、現在は、具体的に指定管理受託の意思を示された協議会を把握して、最終的な期間決定を待っている状況であるというふうに認識しております。６月の私の一般質問の際にいただいた答弁のとおり、着実に事務事業が進捗しておるものと思います。そのように進められるのは、市としては交流センターはまちづくり協議会が管理することが最も地域のためになるのではないかという考えに基づいていると認識しておりますが、私もこの点につきまして全く同じ考えを持っております。しかし、あくまでそれは一つの考えであるということをまずもって認識をしていただきたいと思います。ほかの選択肢のある中、あえてその方向に進むのであれば、しっかりとした説明、より多くの市民の理解を目指すべきだと考えます。

そこで、その理解を深めるためにも基本的な部分から確認をさせていただきますが、そもそも交流センターの指定管理者の募集につきましては、どのような形で行うお考えでしょうか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　交流センターの指定管理につきましては、非公募で各まちづくり協議会にと考えております。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　非公募でまちづくり協議会にというふうな答弁でございましたけれども、非公募という形はどちらかというと例外的な取扱いではなかろうかと思います。これは、市としては当然その考えで進めていますので、そういったお考えであるかもしれませんけれども、いざ市民全体から見ますと、これは当然のことではないと思います。そうなりますと、例外的な取扱いをする明確な理由というのが求められるかと思います。非公募とすることの根拠、判断基準については整理できておりますでしょうか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　まずは、本市の「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」におきまして、非公募にできる要件のうちの２項目に、「団体と施設の関係が密接不可分である場合、又は団体の役割と施設の設置目的・機能が一致する場合など、その団体が管理運営を行うことにより、安定的・効果的な施設運営が期待できる場合」、また、「地域の人材活用、団体の育成等の政策的な方針に照らして合理的な理由がある場合」と記載されております。質問議員が言われますように非公募でまちづくり協議会による交流センターの管理運営を行うことにつきましては、このガイドラインの趣旨にのっとったものでございまして、地域の住民が自ら主体的に管理運営を行っていくことで、住民の意思を反映し、地域に密着した地域コミュニティ拠点施設としての管理運営を行うことが可能になると考えております。また、地域課題や実情を把握しています「地域の自治を担う組織」として設立されましたまちづくり協議会が指定管理者制度を活用いたしまして、組織強化を図り、自主自立した協議会となることで、まちづくりに積極的に取り組むことができる地域の人材活用や組織の育成強化などの環境を整えることが、本市の協働のまちづくりの推進の取組として最善の方法であると考えております。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　私は今の部長の説明で納得できますけれども、やはり、そうは考えない方も当然いると思います。そのような違いが生じる理由の一つとして、これはあくまでも基準の捉え方次第であって、言うだけなら何とでも言えるのではないかというふうな見方もあるんではなかろうかと考えます。ですので、ここで私が重要だと思いますことは、今述べられた非公募にした理由なり要件なりを言葉だけではなく現実のものとしていくという、それぞれのまちづくり協議会の真摯な努力であり、またそれをしっかりと支えていく市の本気のサポート体制が必要だと思います。この点につきましてはしっかりとご認識をいただきたいと思います。

　非公募とした理由については確認をさせていただきましたが、そもそも交流センターに指定管理者制度を導入することについて、そのことの住民理解というのは、まだまだ私は道半ばだと思います。その住民理解を深める場として実施された地区まちづくり協議会に対する指定管理者制度や法人化についての説明会には私も参加し聞かせていただきました。その会の中で行われた質疑であったり、説明会の後に様々な方からお聞きしました感想として一番多かった意見として、まず１つ目が、指定管理になった後でもし問題が生じたときには市に責任はないのかという意見、２つ目が、指定管理になると今いる交流センターの職員はどうなっていくのかという意見、そして３つ目が、指定管理に移行させるのは市が交流センターを単に手放したいだけではないのかという意見、この大きな３つの意見があったかと思っております。私は地域の核となるべき地区まちづくり協議会が交流センターの指定管理を受けることで、地域の住民が地域の中でやれることがさらに充実していき、そのことで地域の住民に還元されるものが格段に増し、ひいては住民満足度が飛躍的に上がっていくというふうに私は確信しておりますが、市民の間に先ほど述べたような疑問や不安が生じているということも、これもまた紛れもない事実でございます。どうしても新しいことをやるときは未知のものへの漠然とした不安が生じます。個々人による違いもあるかと思いますが、これは何をやるにしてもそうだと思います。だからこそ、真摯にこれらの不安に向かい合い、説明する姿勢が大切になると思いますが、先ほどお伝えしました３つの意見、これはどれも重要なものかと思います。この場で再度、市の説明を求めます。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　まず１つ目の指定管理上トラブル等生じた場合に市に責任はないのかというご意見につきましては、指定管理者による管理運営に関するトラブルにつきましては、協定書等であらかじめ定めたリスク分担に応じて受託者と市が対応すること、また、市は指定管理者の管理監督をすること。それから２つ目のご意見の指定管理となると今いる交流センター職員がどうなるのかというご意見につきましては、市の職員を交流センターに配置することはできませんが、センター長や主事などの会計年度職員につきましては、まちづくり協議会の採用基準に基づき雇用されることもある。また、３点目のまち協に交流センターの管理運営をさせることで市は交流センターを手放したいのかというご意見につきましては、そのような考えではなく、地域の実情を把握しているまちづくり協議会が交流センターの運営をすることで、まちづくり協議会の組織強化にもつながり、地域がより活性化すること、地域がよりよくなることを第一の目的としているという形で、指定管理者制度導入後におきましても、市としましては継続してまちづくり協議会と協働してまちづくりを推進していくことを、それぞれご回答させていただいております。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　３つの質問に対する答弁、ありがとうございます。この３点は市民の方からの重要な質問でございますので、再度質問させていただきます。まず１つ目の市の責任についてですが、今の部長答弁から言いますと、後で紛争とならないようにしっかりと協定書で明文化するということ、またそれとともに、指定管理に仮に移行しても市の管理監督の責任は明確に残り続けるので、市の責任がなくなるということではないという、こういったご理解でよろしいでしょうか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　質問議員が言われますように、先ほど答弁させいただきました協定書内における明文化について、本市の指定管理者制度の運用に関するガイドラインに基づきまして、市と指定管理者との間で、それぞれ担う責任とリスクについて協定書に記載いたしまして、責任及び費用負担を明文化いたします。併せまして、指定管理移行後の市の管理監督につきましては、市の管理監督責任はございますので、そのような形で引き続きやっていきたいと考えております。

先ほども答弁いたしましたが、指定管理者移行に伴いまして、本来であれば、質問議員が言われましたように、責任の所在というのが非常に不安視されるところでございますが、本市としましては、繰り返しになりますが、まちづくり協議会につきましては協働のまちづくりにおける市と対等なパートナーという位置づけでございますので、今後、指定管理者移行後につきましても協働のまちづくりにつきましての支援を継続してまいります。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　続けて、先ほど２つ目の質問につきまして質問させていただきますけれども、交流センターの職員はどうなるのかという質問につきましては、指定管理移行後は市の正規職員を配置することはできないが、まちづくり協議会として希望するのであれば、現在交流センターで働いているほとんどの職員を指定管理に移行した後でも再度雇用するということは、制度上も予算上も可能であるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　先ほどご答弁させていただきました会計年度任用職員の雇用につきましては、当然まちづくり協議会の意向、また会計年度任用職員それぞれの意向もございますので、先ほど申しました採用基準との関係もございますので、引き続きまちづくり協議会と協議を重ねてまいりたいと考えております。制度上は可能であります。先ほど申しましたまちづくり協議会と協議しながら説明を進めていきたいと思います。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　それともう一点、予算上も可能であるかというふうにお聞きしていますので、その部分も答弁いただけますか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　しっかりとした人材確保には財源が必要という形で、指定管理の人件費の積算におきましては、職員の職責、業務量等を勘案しながら、適切な人事配置ができるよう、これにつきましても内部も含めまして検討していきたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　可能かどうかというのをすぱっと答えていただければ、また市民の方も受け取り方が違うのかなと思うんですけれども、答弁いただけますか。まだ大丈夫ですか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　午前中の答弁でもさせていただきましたけれど、現在の交流センターの経費につきましては、指定管理移行後も同水準程度で考えておりますという形でご答弁させていただいております。当然、人件費につきましても質問議員が言われましたような形で積算をしていきたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　この部分がやはり説明会でも聞いていたんですけれど、行政の方々は理解ができるかと思うんですけれど、やはり一般市民の方が聞いていると、なかなか理解が難しいので、その辺りで、市の方が説明しようとしている、お伝えしようとしている部分とそれが伝わっている部分というのがかなりまだ乖離があると思いますので、この部分につきまして、しっかりと今後も分かりやすく説明していただくことを要望したいと思います。

　また最後、３つ目の市が交流センターを手放したいだけではないのかという率直な質問につきましては、まちづくり協議会が交流センターという地域の核となり得る活動拠点を持つことが重要であり、そのことがまちづくり協議会の組織であったり、活動内容であったり、財政状況を強化することになる。そして、それは地域そのものの活性化につながるという考えを持っており、決して交流センターを手放したいという行政的な事務事業の整理が目的ではないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　そのとおりでございます。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　ぜひ、繰り返し今後とも説明のほうを重ねていただきたいと思います。

　次に、法人化についてに移ります。先ほどから何度も述べておりますけれども、私は交流センターのまちづくり協議会による指定管理化ということについて異論はありませんし、きちんと段階を踏んで進めていけば、それは必ず地域にいい効果をもたらすと考えておりますが、指定管理を受けるとなりますと、まちづくり協議会は様々な種類の法的な契約を締結していく必要性が生じるでしょうし、運用する予算額というのもこれまでとは１桁ぐらい違ってくると思います。そのような点を考えまして、従前より、まちづくり協議会の法人化と指定管理導入については、まずは法人化を行い、その後、指定管理者制度導入を行っていくべきではないかと指摘を繰り返してまいりました。しかし、これまでの市からの説明をお聞きする限りでは、法人化をして指定管理を行うのではなく、指定管理を行う中で法人化を考えていくというスタイルのように感じておりますが、その点についてご答弁いただけますか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　本市としましては、まちづくり協議会の組織強化も目的といたしておりますので、質問議員が言われますように、まちづくり協議会の法人化についても推進していきたいと考えております。現在、法人化につきましては、指定管理者制度の説明等が先行しまして、必須項目でないという状況でございますが、まず先ほど来答弁していますように指定管理者制度への移行を重点化して進めていきながら、並行して法人化のご説明についても進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　既に具体的に指定管理に向け動いているまちづくり協議会などとの協議も進めておられるかと思いますけれども、この法人化についてはどのような意見が出ておりますでしょうか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　法人化したらどうなるのかというご意見があっております。法人化した場合は、社会的な信頼性が高まり、委託事業の受託の可能性も拡大、また、外部からの寄附も受けやすくなるなど、社会的な信用が増し、個人の財産と団体の財産を明確に区分すること、また、責任の所在が法人になることから、代表者個人の負担を軽減することができるなどの利点があることをお答えさせていただいております。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　今の答弁からしますと、市としては、法人化というのは指定管理を受けるに当たっての必須条件とはしていないようですが、そうなりますと、当然に現状の任意団体という形態で交流センターの指定管理者制度を導入していくということになるかと思いますが、先進事例などの調査はしっかりと行われていますでしょうか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　本市と同様の目的でセンターの指定管理者制度を導入している先進地におきましても、法人化せずに多くの地域の協議会が任意団体のまま管理運営を行っている状況でございます。福岡県におきましては、宗像市が市内全域１２地区のセンターに指定管理者制度を導入しており、ここにつきましては、全て任意団体の協議会が受託して施設の管理運営を行っております。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　よその自治体では指定管理者制度を導入するに当たり、任意団体の状態で受託しているところもあるということでしたけれども、この法人化しないまま指定管理を受けた場合のデメリットにつきましては、どのようなことが考えられますでしょうか。また、解決としてどのように対応を考えているのか、答弁をお願いします。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　法人化の手続をしない場合のデメリットといたしまして、まちづくり協議会は任意団体のままでございますので、指定管理後に交流センター運営に伴う第三者への賠償などのほうが発生した場合、会長個人に管理責任の負担が生じることもございます。そのような事象に対応するための方策としまして、賠償責任保険に加入することでリスクに対応してまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　法人化しないまま任意団体が指定管理している先進自治体も多くあることは理解しましたが、やはり私個人としましては、指定管理受託より先に法人化することが望ましいと思います。賠償責任保険に加入することでリスクに対応するという答弁ですけれども、いささか、少し乱暴な論理に聞こえてしまいます。それよりも、やはり会長個人とまちづくり協議会の会長としての立場を明確に分け、安心してまちづくり協議会の役員に就任できる形をつくるというのが望ましいと思います。

以前、私が行った一般質問において、まちづくり協議会の法人化は総合的な判断として、非営利型一般社団法人が適していると回答されました。一般社団法人の設立手続であれば、他の法人格と違って比較的に短時間で、かつ出資金もなくできるのではないかと考えますが、地区まちづくり協議会において、法人化についても住民理解が進んでいるとは言えないと思います。その原因について、市としてどのように考えていますでしょうか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　質問議員のご指摘のとおり、我々の説明不足も一因として考えてございますが、現在、まちづくり協議会におきまして、法人化する必要性についてまだまだ実感できていない部分もあるんではないかと考えております。質問議員が言われますとおり、手続自体につきましては、一般社団法人につきましては、定款の作成、それから理事の選任から調査を経まして、登記を済ませれば、登記期間としては二、三週間で設立完了となります。しかしながら、定款には、目的、名称、事務所の所在地、また設立時社員の氏名と住所など、様々な事項を協議会で決定していく必要がございますし、設立後につきましても、役員選任登記、一定の会計基準に基づきます処理など、事務が若干複雑化するデメリットもございます。まちづくり協議会の法人化につきましては、そのメリット、デメリットにつきまして、これからも地域と十分に協議を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　今、部長が答弁されたような部分につきましても、当然、説明は必要ですし、大事な部分だとは私も思います。しかし、なぜまちづくり協議会が法人化しなければならないのかという点につきましても、私は以前より何度も申し上げてきておることですけれども、まちづくり協議会がそもそも交流センターの指定管理を受けずに今のまま存続をするのであれば、法人化する必要は全くないと思います。ですので、なぜ法人化しなければならないのかという質問については、交流センターの指定管理を受託するためにはまちづくり協議会の組織強化が必要だからというのが回答ではないかと思います。私はそのように思いますので、仮に法人化せずに指定管理の導入を進めるのであれば、より一層の配慮を持って、市として、担当部署として、しっかりとしたサポートをしていただく必要があるかと思いますので、この部分につきましてはしっかりと指摘をさせていただきます。

　それでは最後に、交流センターの今後についてでございますけれども、これまでいろいろと質問し、確認をさせていただきましたが、いくら皆様が説明を重ねられ、地域への思いを伝えられたとしても、まちづくり協議会による交流センターの指定管理の導入は、地域住民の理解と協力がなければ成り立ちませんし、強引に進めるべきものでもないと私は考えます。考えますけれども、その辺りの市としての考えなり、スタンスを最後に確認させていただきたいと思います。

すなわち、地域によってまちづくり協議会が交流センターの指定管理を受けるか受けないかということに温度差があるかと思いますが、となりますと、もしかしたら、ある地域の交流センターは現状のままだけれども、ある地域の交流センターはまちづくり協議会が管理しているという状況も生じ得るかと考えますが、市としてはそもそもそういった状態を認めるのでしょうか。つまり、指定管理移行は、強制ではなく、それぞれのまちづくり協議会の判断によるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　質問議員が言われますように、指定管理者制度の最終判断はまちづくり協議会と市との最終的に詰めた協議によって決定していくことになります。決して市からの一方的な押しつけで指定管理を進めていこうという形の部分でありましたら、地域の機運も高まりません。この指定管理者制度導入につきましては、地域に丁寧にご説明をしながら、話合いを重ねていくことが何よりも大切と考えております。

一方、交流センターの管理運営や地域の事業を実施するためには、地域の人材が重要でございます。この点に関しましても、地域が納得していただいた上で指定管理者となる判断をしていただきたいと考えております。指定管理者制度導入は地域の皆様が交流センターを活用しやすくなり、より地域が活性化することを目指したものでございますので、今後とも地域の皆様と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　行政としてのお立場での答弁でありますから、そういったイエスかノーかというのは答えにくい部分があるというのは分かるんですけれども、やはり先ほどから申し上げているように、住民理解というのが第一に、前面に出てくるという状態において、どうしても住民のほうにしっかりとした理解を進めていかなくてはいけないという部分について、やはり私が先ほど申し上げたような問いというのは、結構根本的な部分ではなかろうかというふうに思います。ですので、ちょっと繰り返しになりますが、もし部長のほうで難しければ、副市長、市長なりにご答弁いただきたいと思いますけれども、市の立場として、指定管理の移行というのは強制を考えているのではなく、あくまでそれぞれのまちづくり協議会の判断によるという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（江口　徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　先ほど答弁いたしましたとおり、地域の方とお話を重ねていって、最終的にはまちづくり協議会の方が納得した上で指定管理者導入という形の話で考えていますので、丁寧な説明を今後も引き続きしていきたいと考えます。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　そのような答弁として受け止めさせていただきます。

最後に、今私が聞いたような点というのも、これは意外に市民の方にもしかしたら伝わっていないんではないかとも思います。指定管理への移行というのが、半ばもう行政的に強制的なものなのか、そうではなく、あくまで自分たちに選択の余地があり、最終的にどちらの未来も選べるという状況なのかということが根本的に伝わっていないとも感じます。そうであるがゆえに、自分たちができる範囲でしっかりと現在活動しているのに、なぜ求めてもいない法人化を求められるのか、なぜ求めてもいない交流センターの指定管理を任されなければならないのか、もしかしたらそういった根本的な疑問の部分で引っかかっているという可能性もあるかと思います。ですので、これまでもお話をされてきたかもしれませんけれども、今後はしっかりとそういったこともあり得るんだということを考えていただきながら、地域住民の方にさらにしっかりとした説明を重ねていただきたいと思いますし、そのことを要望させていただきます。

地域のまちづくり協議会を今のまま運営することも当然に自由だと思いますし、市が推奨しています交流センターを指定管理として受けて運営していくというのも自由だと思います。すなわち、地域の未来というのは、地域が選択するという根本的なことをしっかりと地域に示すことが必要ではないかと思います。

そのような中で、不安がありながらも新しいものに挑戦し、よりよい地域づくりを行っていこうという地域に対しては、しっかりと市がサポートするということが同時に重要だと考えますけれども、市長、副市長なり、最後にご答弁いただければと思いますけれども、お願いします。

○議長（江口　徹）

　市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

　繰り返しの答弁になりますが、やはり指定管理者導入につきましては、地域の方の理解と納得が一番大事なものと考えています。また、指定管理者導入後も、先ほど来答弁していますように協働のまちづくりの市と対等なパートナーと位置づけておりますので、この点につきましても引き続き支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　すみません、最後、要望で終わろうと思っていましたけれども、ちょっと市長、副市長から答弁をいただけませんでしたのであれですが、やはり、市が進められようとしていることは、非常に大事なこと、地域にとって大事なことだと私は思っております。ですので、裏を返しますと、本当にどちらにもなり得る部分はまだまだあるかと思います。ただ私は、やはり皆様が進められようとしている交流センターの指定管理というのをまちづくり協議会が受けるというのは、しっかりと地域の今後を考えたときに理想的な未来ではないかなと思っていますので、そういった形で質問のほうをさせていただきました。ですので、ぜひとも行政としてもしっかりと本気の、真摯に説明をするという姿勢を、市民の方に対しても、議会に対しても、今後しっかりと行っていただくことを強く要望しまして、質問を終わらさせていただきます。

○議長（江口　徹）

　本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明１２月７日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　３時０５分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　江　口　　　徹

２番　　兼　本　芳　雄

３番　　深　町　善　文

４番　　赤　尾　嘉　則

５番　　光　根　正　宣

６番　　奥　山　亮　一

７番　　藤　間　隆　太

８番　　藤　堂　　　彰

９番　　佐　藤　清　和

１０番　　田　中　武　春

１１番　　川　上　直　喜

１２番　　田　中　英　美

１３番　　田　中　裕　二

１４番　　金　子　加　代

（　欠席議員　　０名　）

１５番　　永　末　雄　大

１６番　　土　居　幸　則

１７番　　吉　松　信　之

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　秀　村　長　利

２３番　　小　幡　俊　之

２４番　　石　川　華　子

２６番　　瀬　戸　　　元

２７番　　坂　平　末　雄

２８番　　道　祖　　　満

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　林　　　里　美

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市　　　　　長　　武　井　政　一

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民協働部長　　小　川　敬　一

市民環境部長　　福　田　憲　一

経済部長　　兼　丸　義　経

福祉部長　　長　尾　恵美子

都市建設部長　　大　井　慎　二

公営競技事業所長　　樋　口　嘉　文

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　林　　　利　恵

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　中　村　　　章

企業局次長　　今　仁　　　康

学校教育課長　　桑　原　昭　佳

生涯学習課長　　中　村　達　也